



KITAMI SHINKIN BANK REPORT

2025

北見信用金庫の現況

2024年4月1日 → 2025年3月31日 **情報編**

北見信用金庫

CONTENTS

「情報編」

●当金庫の概要	1
●ごあいさつ	2
●経営理念・経営方針	3
●リスク管理体制・法令等遵守体制	4
●当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	5
●反社会的勢力に対する基本方針・個人情報保護宣言	6
●事業の概況	7
●健全性について	8
●不良債権の状況	9
●地域社会と北見信用金庫	11
●主な商品のご案内	21
●おすすめサービス・手数料	22
●総代会制度	23
●役員・組織図	25
●会計監査人	25
●店舗案内・ATM設置案内	26

当金庫の概要 (2025年3月31日現在)



本店▲

名 称	北見信用金庫
本店所在地	北見市大通東1丁目2番地1
創 立	1930年11月14日
出 資 金	10億97百万円
会 員 数	21,816人
預 金 量	5,737億48百万円
貸 出 金	2,081億74百万円
店 舗 数	29店舗
常勤役員数	281人

「資料編」のご案内

信用金庫法第89条に基づいて作成した「資料編」は、当金庫ホームページにて公開しております。
https://www.shinkin.co.jp/kitami/disclosure/disc_current.html



ごあいさつ



皆さまには、平素より北見信用金庫に対しまして格別のご愛顧、お引き立てを賜り、心よりお礼申し上げます。

当金庫は、地域金融機関として地域社会の発展・繁栄にたゆまぬ努力を重ね、地元の皆さまとともに歩んで参りました。

おかげさまで今日がありますのも、ひとえに皆さまからの温かいご支援の賜物と深く感謝しております。

さて、2024年度を顧みますと、わが国経済は緩やかな回復傾向にて推移しました。物価上昇が消費マインドを抑制したことで年度当初は個人消費の低迷がみられましたが、4月以降の賃上げや賞与の増加、定額減税の実施などが個人消費を後押しし、経済活動の回復をけん引しました。また、訪日外国人数がコロナ禍前を大きく上回って推移しており、欧米諸国や韓国・台湾と比べて回復が遅れていた中国からの訪日客も増加に転じるなど、インバウンド需要の拡大もみられました。

金融界におきましては、昨年3月にマイナス金利政策やイールドカーブコントロールが解除され、さらに昨年7月、本年1月と2度にわたり政策金利目標が引き上げられるなど、国内の金利市場環境は大きな転換点を迎えました。また、株式市場では日経平均株価の最高値を更新し、為替市場では34年ぶりに1ドル＝160円を突破するなど、各市場が激しく変動する1年となりました。

当地域におきましては、物価上昇の影響を受けながらも個人消費や観光は前年を上回って推移した一方で、資材価格高騰の影響を強く受けた住宅着工は低調となりました。

金融環境が激しく変化する中で、お取引先の皆さまに北見信用金庫の経営状況を十分にご理解いただきたく、「北見信用金庫の現況2025」を作成いたしました。

これからもより一層の経営体質の強化を図り、地域経済発展にさらなる貢献ができるよう、役職員一丸となって取組んで参ります。

今後とも変わらぬご支援と一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2025年7月

理事長 片山 隆文

経営理念・経営方針

経営理念・経営方針

〔経営理念〕

当金庫が昭和5年(1930年)の創立以来、95年の歴史を通じて一貫して持ち続けてきたことは、「地域の皆さまとともに歩み、地域社会の発展・繁栄に貢献する」ということでもあります。

この「地域社会との共生」という理念を強く認識し、協同組織金融機関としての社会的役割を果たすべく業務に邁進してきた結果、皆さまからの『信用』というかけがえのない財産を築くことができたものと確信しております。

今後も当金庫が地域金融機関として社会に貢献していくためにすべきことは、信用金庫経営の不変の原点である「地域社会との共生」と「中小規模企業の支援、育成」の姿勢と信念を常に持ち続け、地域の発展・繁栄を願う皆さまとともに、「使命共同体」というかたちで地域に根差し、価値のある金融機関として役割を果たしていくことであると認識いたしております。

北見信用金庫は、『信用』という大きな財産を基礎に、激変する時代に適応する地域金融機関として、更なる健全経営に邁進してまいります。

中期経営計画

“きたしん 革新力の発揮”

～地域のために、金庫のために、自己革新力で未来を創る～

2024年4月～2027年3月

基本理念

地域金融機関として地域の発展にいかに関与するかを常に考え行動することが当金庫に課せられた使命である。我々北見信用金庫人の夢とはお取引先の夢を実現することである。お取引先企業の夢とは創業そして持続的発展であり、個人においてはライフステージそれぞれにおけるニーズである。そして、これにコミット(かかわり合う)し、実現することが我々の夢である。

この夢を単なる夢に終わらせることなく、実現に向けて全従業員が価値観を共有し、チャレンジしていく。

地域社会の活性化、持続的発展可能な地域づくりへの貢献

I. 組織革新

- ◆ 本部組織再編
- ◆ 店舗網再編
- ◆ 持続的な人的基盤の確立

II. 経営革新

- ◆ 経営管理の強化
- ◆ リスク管理の高度化
- ◆ コンプライアンス態勢の確立

III. 地域革新

- ◆ 事業者に対する伴走型支援の強化
- ◆ 金融面、非金融面の課題解決支援
- ◆ 地域連携の強化

重点施策

① 組織革新

- 本部組織再編
 - 本部組織の再編検討
- 店舗網再編
 - 店舗戦略の検討
- DX推進
 - 業務DX
 - 事務DX
- 持続的な人的基盤の確立
 - 人材育成
 - 職員満足度の向上
 - 離職防止
 - 確定拠出年金制度の導入
- ガバナンスの発揮
 - 総代会機能の充実
- 100周年プロジェクトチームの組成

2. リスク管理の高度化

- 自己資本コントロール
- 自己査定、信用格付の効率化
- BCP、CPの実効性確保

3. コンプライアンス態勢の確立

- コンプライアンス風土の醸成
- 不祥事件の撲滅と再発防止策の徹底
- マネー・ローディング等防止の確実な実施
- 利用者保護管理の充実

4. 法令・制度改正等への対応

- 法令改正等への対応
- 制度改正等への対応

② 地域革新

1. 事業者に対する伴走型支援の強化

- 徹底した事業者の実態把握
- 金融面の課題解決支援
- 非金融面の課題解決支援

2. 地域の社会的課題への対応

- 自治体GXとの連携

3. 地域連携の強化

- 道央地区と既存地区の商圏連携

③ 経営革新

- 経営管理の強化
 - 貸出金の増強
 - 有価証券ポートフォリオの最適化
 - 営業推進態勢の再構築
 - 役務取引の拡充



リスク管理体制・法令等遵守体制

リスク管理体制・法令等遵守体制

リスク管理の体制

当金庫は金庫の業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備を定めた「内部管理基本方針」を策定しております。

リスク管理の高度化が求められる中、この「内部管理基本方針」に基づき「統合的リスク管理態勢」を策定し統合的リスク管理の基本フレーム(基本方針)及び運用体制を定めております。

さらに、「統合的リスク管理規程」において管理対象リスク、管理体制、要領・権限、リスク限度枠、新たなリスクの対応、管理不可能なリスクが存在する場合の対応、報告体制を定めております。

リスクに見合った十分な自己資本の確保、及び正確な自己資本比率算定のための態勢整備を行っております。

リスクカテゴリー毎の管理は以下のとおりです。

●信用リスク管理

信用リスクとは、「信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスク」のことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持管理するため、「クレジットポリシー」に基づく厳格な審査体制を構築、貸出審査の独立性を確保しております。

さらに貸出審査能力の向上や、経営改善支援活動を通じたお取引先の経営内容の改善に取組み、信用リスクの軽減を図っております。

貸出以外の運用資産についても、格付けの把握やリスク分散等の対応を行っております。

また、資産の正確な自己査定を行うための態勢整備を行っております。

●市場リスク管理

市場リスクとは金利、為替、株式等のさまざまな市場の動きにより、資産(貸出、有価証券など)・負債(預金など)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクで「金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」からなります。

方針・規程に基づき市場リスクの特定・評価、モニタリング、検証・見直しに努めております。

また、常勤理事及び部長によって構成される「金利調整委員会」を設置しており、資産・負債の総合管理(ALM)を協議しております。

さらに、「金利調整委員会」の下部組織として作業部門の「ALM小委員会」を設置し、これらの諸リスクに適切に対応できるよう管理手法の向上に努めております。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金が確保できず資金繰りが悪化するリスク、あるいは、不利な条件での資金の確保を余儀なくされるリスクのことです。

方針・規程に基づき流動性リスクの特定・評価、モニタリング、コントロール及び削減、検証・見直しに努めております。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、「金庫業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」のことで、さらに以下のサブカテゴリーに分け管理しております。

- 事務リスク
- システムリスク
- 法務リスク
- 人的リスク
- 有形資産リスク
- 風評リスク

●利益相反管理

利益相反管理とは、金融機関とお客さまとの取引において、お客さまの利益が不当に害される恐れがないかどうかを管理することをいいます。

当金庫は管理方針並びに関係規程を定め、所管部を設置し、お客さまの利益を保護する態勢を整備しております。

業務継続計画 (BCP)

自然災害、突発的事故等、当金庫の業務継続が困難となる危機の発生時において、顧客・役職員の安全確保及び2次災害の防止に努めつつ、優先的に継続すべき重要な業務の継続を図ることを目的に「業務継続計画書」、「システム障害時対応計画(コンティンジェンシープラン)」を策定し対応するとともに、適宜訓練を実施しております。

さらに、以下の個別手順書を別に定め、体制整備を図っております。

- ・大規模震災対応編
- ・パンデミックリスク対応編
- ・大規模システム障害対応編
- ・個人情報漏えいリスク対応編
- ・流動性危機リスク対応編

法令等遵守の体制

地域金融の中心的役割を担う信用金庫は、その役割の重要性から、企業として社会的規範を逸脱するような事業活動を慎み、良識ある経営体制を堅持する社会的責任を負っています。

一般的にコンプライアンスとは法令等遵守のことをいいますが、各種法令等を遵守することはもとより、金融機関として高い倫理観に基づく社会的ルールへの遵守も求められ、そのことが地域金融機関としての社会的責任を果すことにもつながります。

当金庫では倫理法令遵守態勢における「基本方針」及び「信用金庫行動綱領」を掲げ、理事会で策定された「コンプライアンス・プログラム」「コンプライアンス・マニュアル」を全ての業務運営上の柱とし、倫理法令遵守態勢の確立を図っております。

また、コンプライアンス態勢の推進と実効性を確保する機関として、理事会に直結した「コンプライアンス委員会」を設置し、それを統括する専門担当部署を設置しております。

態勢強化の施策としては、役員も含めた全職員の階層別研修や部店内定期勉強会開催、コンプライアンス関係各種認定試験への参加の他、コンプライアンス統括部署が各店舗に赴いて個別指導等を行っております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要（金融ADR制度への対応）

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」といいます。）を営業店又はリスク管理部おお客様の声を聞く課で受け付けています。

- 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店又は次の担当部署へお電話、お手紙、ご来店等でお申し出ください。

北見信用金庫 リスク管理部 おお客様の声を聞く課
 郵便番号：090-0020
 住 所：北海道北見市大通東1丁目2番地1
 電 話：0120-277-665
 受付時間：午前9時から午後5時（月～金：祝日、年末・年始を除く）
 ※お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、又はお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 北見信用金庫のほかに、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」ならびに一般社団法人 北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくはリスク管理部おお客様の声を聞く課にご相談ください。

名 称	住 所	電話番号	受付日・時間
全国しんきん相談所 （一般社団法人 全国信用金庫協会）	〒103-0028 東京都中央区 八重洲1-3-7	03-3517-5825	午前9時から午後5時 （月～金：祝日、年末・年始を除く）
北海道地区しんきん相談所 （一般社団法人 北海道信用金庫協会）	〒060-0005 札幌市中央区 北5条西5-2-5	011-221-3273	午前9時から午後5時 （月～金：祝日、年末・年始を除く）

- 札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センター、若しくは東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます。）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、リスク管理部おお客様の声を聞く課又はしんきん相談所へお申し出ください。

なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	住 所	電話番号	受付日・時間
札幌弁護士会 紛争解決センター	〒060-0001 札幌市中央区 北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内	011-251-7730	月～金 （祝日、年末・年始除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3581-0031	月～金 （祝日、年末・年始除く） 9:30～12:00、 13:00～16:00
第一東京弁護士会 仲裁センター		03-3595-8588	月～金 （祝日、年末・年始除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター		03-3581-2249	月～金 （祝日、年末・年始除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00

- 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の①、②の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

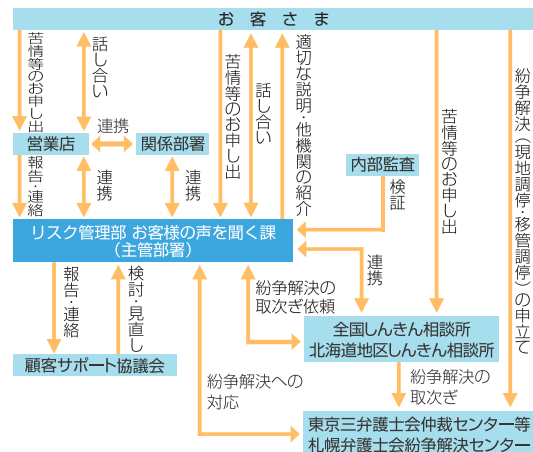
なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所又は北見信用金庫リスク管理部おお客様の声を聞く課にお尋ねいただくか、各ホームページをご覧ください。

- ①現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
- ②移管調停

- 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。
- 北見信用金庫の苦情等の対応
北見信用金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度（※）も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって北見信用金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

※金融ADR(Alternative Dispute Resolution) 制度とは
 お客さまとの金融トラブルを裁判によらずに当事者間の合意により解決していこうとする制度。「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により定められました（2009年6月24日公布、行為規制について2010年10月1日施行）。

- 営業店及び各部署に責任者をおくとともに、リスク管理部おお客様の声を聞く課がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及びリスク管理部おお客様の声を聞く課が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進捗に応じた適切な説明をリスク管理部おお客様の声を聞く課から行います。
- お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、会議・研修等により金庫内に周知・徹底いたします。
- お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしてまいります。
- 北見信用金庫の苦情等への取組み体制



反社会的勢力に対する基本方針・個人情報保護宣言

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平塚から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じると、断固たる態度で対応します。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

2025年4月1日
北見信用金庫

1 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、または「個人識別符号」が含まれる情報を含みます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、法令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
 <例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等にお客さまから取得される公的な番号
 <例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2 個人情報等の取得・利用について

1) 個人情報等の取得

○当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をするとともに、偽りその他の不正の手段により個人情報等を取得することはありません。

また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

- お客さまの個人情報
- ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
 - ③ 当金庫ホームページの「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④ 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

2) 個人情報等の利用目的

当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。

また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

○お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示、提供が求められた場合を除いて、個人情報等を第三者に開示・提供することはありません。

A 個人情報(個人番号を含む場合を除く)の利用目的

- 【業務内容】
- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
 - ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品紹介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
 - ③ その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

【利用目的】

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため
- ② 法令等に基づく本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らし判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 貸付事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に遂行するため

【法令等による利用目的の限定】

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- B 特定個人情報等の利用目的
- ① 出資相当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ② 金融商品取引に関する口座開設の申請、届出事務のため
 - ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ④ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ⑥ 預貯金口座付番に関する事務のため
 - ⑦ 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑧ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
 - ⑨ 災害時および相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務のため
 - ⑩ 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため
- ※上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまからの中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出ください。

3 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

○お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。)があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答え致します。

○お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加または削除、利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

○お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

○お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求につきましては、所定の手数料をお支払いいただきます。

○以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫所定の手続によりお答え致しますので、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定められており、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反したことを事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱い状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

○リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報の保護についての責任はリンク先にあります。

○クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客さまがウェブサイトにアクセスする際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時のみ有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供した第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面(電磁的記録を含みます)にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨およびその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨およびその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまの依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください(ただし、当金庫の業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます)。

8 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

北見信用金庫 本・支店窓口および「お客様の声を聞く課」
 住 所：〒090-8711 北見市大通東1丁目2番地1
 電話番号：(0120) 277-665
 F A X：(0157) 25-0805
 受 付：月曜日～金曜日(金融機関休業日を除く)
 午前9時～午後5時

事業の概況

事業の概況

2024年度の事業の方針

本年度は、中期経営計画「きたしん 革新力の発揮～地域のために、金庫のために、自己革新力で未来を創る～」の初年度として、地域金融機関としての使命を強く認識し、積極的に業務を展開しました。

「お取引先の夢を実現すること」を基本理念とし、「地域社会の活性化、持続的発展可能な地域づくりへの貢献」を実現するために「組織革新」、「経営革新」、「地域革新」を柱として自己革新力を発揮し、お客さまや地域の期待・信頼に応えるよう全役職員が真剣に取り組みました。

業績

調達面では、年金受給・給与振込の口座指定推進をはじめとした集まる預金の獲得に注力し、安定した資金の吸収に努めました。一方、運用の柱である融資面は、各店舗の地域性・店質に応じた戦略的役割に沿った、お客さまのニーズに合致した資金供給に取り組みました。併せて、お客さまの課題解決のため、事業承継支援、専門家派遣、ビジネスマッチング、各種補助金申請支援といった経営改善支援活動に取り組み、コンサルティング機能の発揮に努めました。また、昨年度にオープンした札幌支店は計画を上回る業績にて推移しており、札幌市をはじめとした道央圏と当地域を繋ぐ架け橋となるべく、基盤拡大・機能拡充に取り組んでおります。

このような活動の結果、お客さまのご支持により期末現在の預金は5,737億48百万円、貸出金は2,081億74百万円となりました。

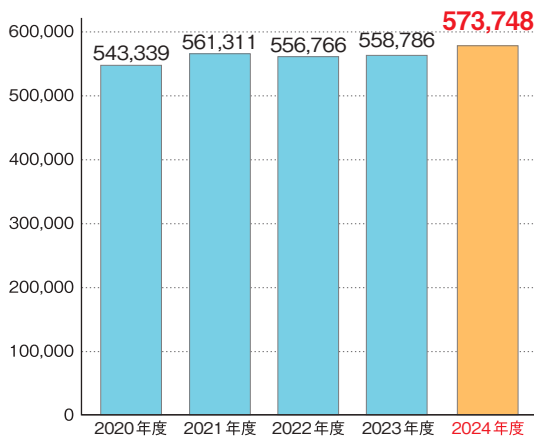
収支につきましては、市場金利の上昇に伴い預金金利が大幅に増加するなど厳しい収益環境にありましたが、危機意識をもって経営効率化や収益性の向上に取り組んだ結果、経常利益11億15百万円、当期純利益7億19百万円となりました。

自己資本比率につきましては15.42%と高い水準を維持しております。

出資金については年3%配当を実施いたしました。

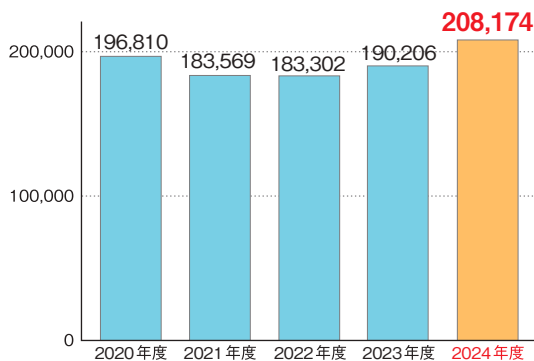
■預金積金残高

(単位:百万円)



■貸出金残高

(単位:百万円)



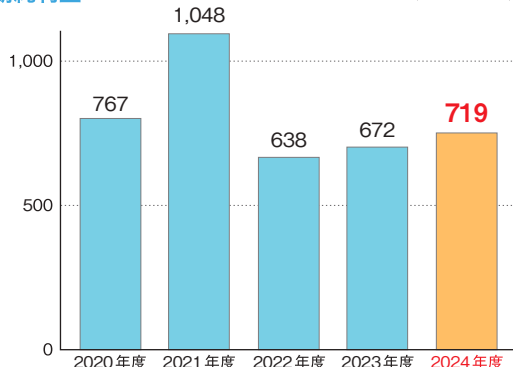
■最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	6,216	5,736	5,808	5,912	6,403
経常利益	833	1,442	890	1,006	1,115
当期純利益	767	1,048	638	672	719
出資総額	1,169	1,150	1,135	1,114	1,097
出資総口数(千口)	23,385	23,003	22,711	22,292	21,956
純資産額	44,839	43,982	40,400	40,964	36,446
総資産額	653,052	672,187	610,237	606,710	612,184
預金積金残高	543,339	561,311	556,766	558,786	573,748
貸出金残高	196,810	183,569	183,302	190,206	208,174
有価証券残高	237,536	255,720	253,899	246,154	232,386
単体自己資本比率(%)	19.14	17.20	16.89	16.56	15.42
出資に対する配当金(1円50銭当たり)	1円50銭	1円50銭	1円50銭	1円50銭	1円50銭
役員数(人)	16	15	15	15	15
うち常勤役員数(人)	9	8	8	8	8
職員数(人)	275	267	263	257	273
会員数(人)	24,826	24,018	23,235	22,573	21,816

■当期純利益

(単位:百万円)





健全性について

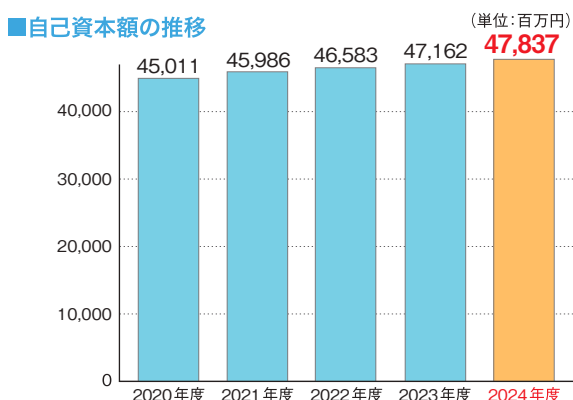
健全性について

安心の証 自己資本額478億円

自己資本とは、過去の利益の積上げや出資金のことです。貸出などの資産が不良化、回収不能となり損失が発生した場合、利益や自己資本で穴埋めすることになります。ですから、自己資本の額が大きいということは、経営が安定しているという安心の証になります。

当金庫の自己資本額は2024年度末で478億37百万円となっており、このことから健全な経営体質であることがお分かりいただけます。

自己資本額の推移



この中で、出資金以外の自己資本(467億40百万円)は過去の利益を積上げてきたものです。利益の蓄積が多いということは、これまでの堅実な経営の証といえます。

自己資本額(478億37百万円)は、会員勘定(477億47百万円)に金融庁告示が定める項目を加減して算出します。

自己資本比率の状況

自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回っており、高い水準にあります。

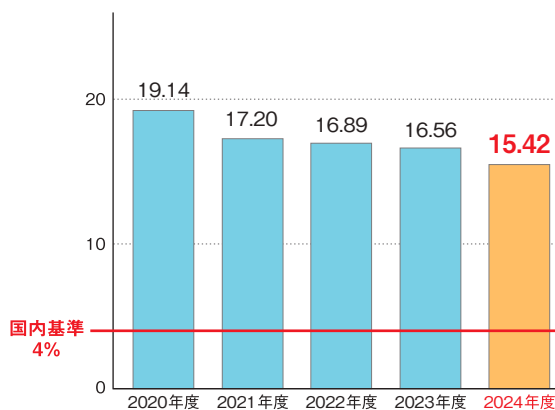
自己資本の充実の程度を比率で表したものが「自己資本比率」です。

日本国内のみで営業を行う金融機関については、その健全性を確保するために、4%以上の自己資本比率(国内基準)が求められています。

当金庫の自己資本額は毎期着実に増加しておりますが、2024年度は貸出金の増加やパーゼルⅢ最終化に伴うリスクウェイトの変更などにより、後述するリスクアセット等が2023年度に比べて25,476百万円増加したため、自己資本比率は**15.42%**となりました。国内基準の4%を大きく上回っており、高い水準を維持しておりますので、北見しんきんとのお取引につきましては、どうぞご安心ください。

自己資本比率の推移

(単位:%)



自己資本比率の算出

金融機関の保有する資産ごとに、損失の発生する割合に応じた掛率(リスクウェイト)を乗じて算出したものを、リスクアセットといいます。

自己資本比率はリスクアセットに対する自己資本の割合ですので、一般的には、この比率が高いほど不時への備えが厚く健全性も高いといえます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額(478億37百万円)}}{\text{リスクアセット等(3,101億48百万円)}} \times 100$$

(15.42%)

(一般の事業会社の自己資本比率とは算出方法が異なります。)

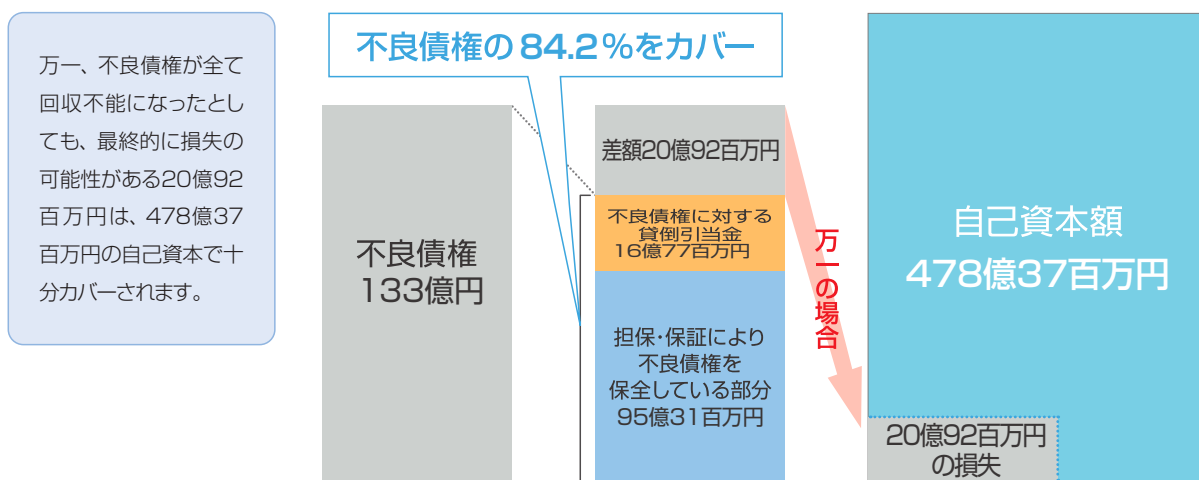
不良債権の状況

不良債権の状況

不良債権とは利息や元金が返済されなくなる（回収不能となる）可能性の高い貸出金等（＝債権）のことです。返済されない貸出金等は、最終的には損失となって、金融機関の利益や自己資本で穴埋めされることとなり、不良債権の増加は金融機関の体力を弱める原因となります。

北見しんきんの2024年度末における不良債権の合計額は133億円となっており、開示債権全体の6.3%です。このうち、担保・保証や※貸倒引当金で84.2%が保全されております。

※貸倒引当金＝不良債権による損失を見込んで、それに充当するために準備しておくお金のことです。すでに損失として計上しております。
貸借対照表上の個別貸倒引当金の金額は右の表「信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況」の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」の貸倒引当金の合計額です。



自己査定結果と信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の関係

(金額は2025年3月末、単位：百万円)

自己査定結果による債務者区分毎債権額	信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権	
	貸出金	その他
破綻先 28	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 307	危険債権 10,115
実質破綻先 278		
破綻懸念先 10,115	要管理債権 2,877	正常債権
要注意先		
正常先		



■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
				回収見込額(c)			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度	736	736	648	88	100.0	100.0
	2024年度	307	307	231	76	100.0	100.0
危険債権	2023年度	8,985	8,204	6,771	1,433	91.3	64.7
	2024年度	10,115	9,281	7,709	1,572	91.7	65.3
要管理債権	2023年度	3,147	1,149	1,113	36	36.5	1.7
	2024年度	2,877	1,620	1,591	28	56.3	2.2
三月以上延滞債権	2023年度	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2023年度	3,147	1,149	1,113	36	36.5	1.7
	2024年度	2,877	1,620	1,591	28	56.3	2.2
小 計 (A)	2023年度	12,870	10,089	8,532	1,557	78.3	35.8
	2024年度	13,300	11,209	9,531	1,677	84.2	44.5
正 常 債 権 (B)	2023年度	178,705					
	2024年度	196,210					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2023年度	191,575					
	2024年度	209,510					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

不良債権の状況

地域社会と北見信用金庫

～これまでも、これからも、地域とともに。～

地域社会と北見信用金庫

当金庫の
地域社会活性化への
取組みについて

当金庫は、北海道の中でも道東・道北・道央を営業地区として、地域の中小企業や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、地域が発展していくことを目的とする相互扶助型の協同組織の金融機関です。

地域のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地域で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

貸出金以外の資金運用

貸出金以外の運用について

お預かりした資金はご融資の他に有価証券等で運用しております。運用については安全性第一を心がけております。

有価証券残高 **2,323億86百万円**
(うち北海道債:58億70百万円)

多様化する資金調達ニーズにお応えし、固定金利で長期資金の調達が可能となる私募債の発行をお手伝いしております。

地域のお客さま・会員の皆さま

出資金
預金積金

預金積金残高
5,737億48百万円

北見しんきん

常勤役職員数:281人 店舗数:29店舗

貸出金

貸出金残高 **2,081億74百万円**

個人向け(消費性)資金

個人のお客さまの豊かな暮らしのお手伝いとして、ニーズに合わせた各種ローンを揃えています。お取引に応じた金利引下げも取扱っております。

住宅ローン残高 …… **186億40百万円**
消費者ローン等残高 …… **55億74百万円**

総合的な経営支援の強化のための組織的な対応

地域経済に貢献するため、当金庫では地域の中小企業の業績向上を目的とした専担部署「地域金融支援部」(2025年6月末現在6名体制、うち2名が中小企業診断士)を設置し、営業店と一体となってお取引先企業、個人のお客さまへの総合的な経営支援や金融円滑化対応活動を展開しております。

お客さま満足度向上の取組み(18ページ)

- お客様の声を聞く課
- 本店の日曜営業
- 情報の提供
- 振り込み詐欺防止の取組み

お取引先のネットワーク

各営業地区毎に、事業者の皆さまを中心とした「しんきん会(11組織、1,435名)」があり、会員間の交流を図っております。



出資総額 **10億97百万円** 会員数 **21,816人**

(2025年3月末現在)

地域でお預かりした大切なご預金は、地域に貸出金として還元させていただいております。

今期の決算状況

当期純利益：**7億19百万円**
 自己資本額：**478億37百万円**
 自己資本比率：**15.42%**

預金積金に占める貸出金の割合 **36.28%**

事業性資金

事業者の皆さまが必要とする資金を、その用途や性格に合わせて、各種形態でご融資しております。

設備資金 …………… **685億69百万円**
 運転資金 …………… **867億31百万円**

代理貸付も取扱っております。

地方公共団体

地方公共団体への貸出を通じ、財政安定に寄与しております。また、8市町村(北見市、訓子府町、津別町、置戸町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村)の指定金融機関となっております。

地方公共団体向け貸出残高…**277億54百万円**
 先数16団体(北海道含む)

地域密着型金融(13ページ)

〈ライフサイクルに応じた取引先企業への伴走支援強化〉

- 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

〈事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底〉

- 不動産担保、個人保証に過度に依存しない事業者向け融資

〈地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献〉

- 中小企業への支援ネットワークの活用

環境・人に優しい取組み(18ページ)

- 環境配慮型商品 ●太陽光発電 ●ダブルスキン
- 地中熱ヒートポンプシステム
- 車椅子用トイレの設置 ●ベビールームの設置
- 目のご不自由な方にご利用いただけるATM
- 新しいコンセプトの通帳

人材の育成

地域の皆さまへのサービス向上のため、職員の資質向上を図り、事業や資産運用のパートナーとしてのレベルアップに努めております。

- 中小企業診断士(3名)
- 宅地建物取引士(6名)
- ファイナンシャルプランナー(127名)

経済諸団体への関わり

地域の諸団体での活動を通じ、地域経済と深く関わっています。

(商工会議所、商工会、法人会、経営者協会、観光協会、企業誘致推進協議会、産学官金連携関連、産業振興関連、異業種交流会他多数)

社会的・文化的貢献面での取組み(19ページ)

地域社会の一員として金融面にとどまらず、地域のイベントやボランティア活動に積極的に取組んでいます。

- 一店舗一貢献活動
- 北見しんきん杯争奪少年野球大会
- 献血

地域社会と北見信用金庫

地域社会と北見信用金庫

2024年度地域密着型金融及び金融仲介機能の取組み状況について

当金庫は「地域社会の活性化」という大命題の実現とそのため持続的発展可能な地域づくりへの貢献が使命であるという認識のもと、2024年度は地域密着型金融について、専門部署である地域金融支援部を中心に次の項目について重点的に取組みました。

【金融仲介機能のベンチマークについて】

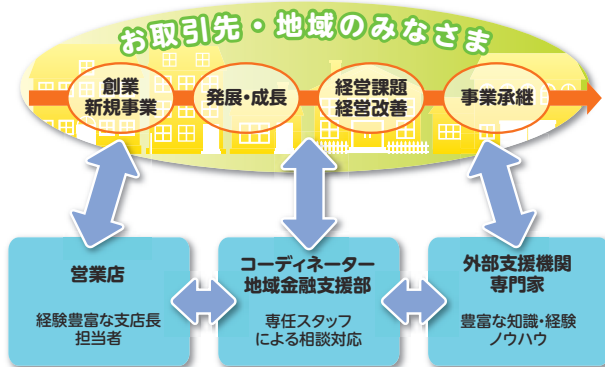
2016年9月、金融庁は金融機関が自身の経営理念や事業戦略などにも掲げている金融仲介機能の質を一層高めていくために、自身の取組みを客観的に自己評価することが重要であるとの考えのもと、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）を策定しました。

当金庫はこれに自主的に策定したベンチマークを加え、「北見信用金庫の金融仲介機能のベンチマーク」としました。

ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

■お取引先に対する経営相談・支援機能の強化

当金庫ではエネルギーコストや資材の高騰および人件費アップ等のコスト高に疲弊し、人手不足に課題を抱えている多くの中小企業者に対する本業支援を通じて地域経済の活性化に取り組んでいます。営業店が伴走支援を行い、地域金融支援部が相談対応やお取引先と支援機関・専門家を繋ぐコーディネーターとしての役割を担い、お取引先が抱える様々な経営課題に対する相談会や個別具体的な支援を展開しています。



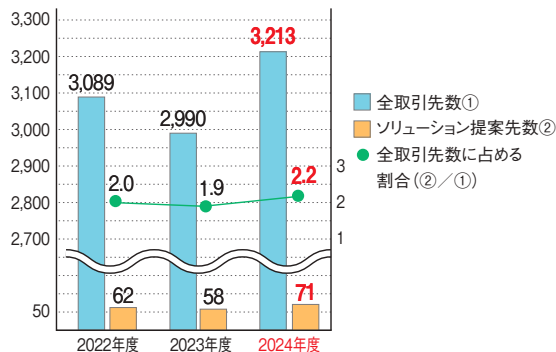
支援メニュー

- 経営、財産両面にわたる事業承継支援、M&A仲介支援
- 様々な経営課題解決のための専門家派遣
- 経営課題の抽出、解決提案
- キャッシュフロー経営に基づく金融円滑化支援
- 補助金、助成金の情報提供、申請支援
- ビジネスマッチング等、販路拡大支援
- 経営計画の策定支援
- 経営計画に基づく実績モニタリングの実施

【ベンチマーク：ソリューション提案先数及び融資額と全取引先数に占める割合】（集計企業単位：グループ）

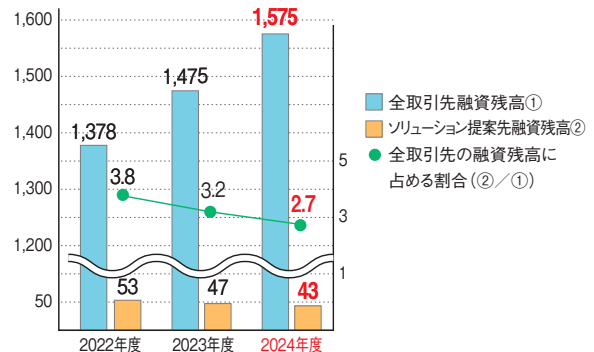
ソリューション提案先数、及び、同先の全取引先数に占める割合

(単位：社) (単位：%)



ソリューション提案先の融資残高、及び、同先融資残高の全取引先の融資残高に占める割合

(単位：億円) (単位：%)



以下に該当する先をソリューション提案先としております。

- ・ 企業の売上向上や製品開発等企業価値向上に資する支援先
- ・ 財務支援先
- ・ 創業支援先
- ・ 事業承継実行支援先
- ・ 経営計画策定支援先
- ・ ビジネスマッチング支援先
- ・ M&A仲介成約先



●創業・新規事業展開支援活動

創業については各営業店及び地域金融支援部が、事業のコンセプト設定から関わり、創業計画策定をはじめとするお手伝いや各種アドバイスを行い、事業が持続し発展するよう寄り添う支援に取り組んでいます。

北見市が主催する北見市創業フォローアップ個別相談会にアドバイザーとして参画し、創業支援を行っている他、北見市が主催する地域課題を解決する新事業を創発する「北見未来創発プロジェクト」にもサポート機関として参画し、参加者に対するメンター活動をした結果、11のプロジェクト発表に至りました。



●発展・成長段階における支援活動

◇販路拡大への取組み

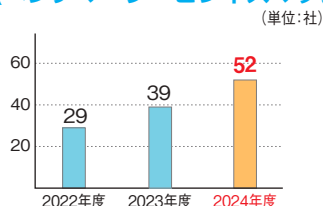
当金庫のネットワークを活用し、お取引先同士のマッチングを行っており、2024年度は10件成約しました。

その他、「駅マルシェ」(旭川市)、「インフォメーションバザール」(東京都)、「四季マルシェ」(札幌市)にお取引先が参加しました。

◇人材マッチングの取組み

地域の中小企業が抱える経営課題の一つである人材不足に対応するため、外部提携機関が運営する中途採用及び新卒者採用向け人材ビジネスマッチングサービスを提供しています。2018年度の提供開始より累計29先がサービスを利用しています。

【ベンチマーク：ビジネスマッチング支援先数】 (集計企業単位：グループ)



以下に該当する先をビジネスマッチング支援先としております。

- ・ビジネスマッチング(商談会、物販会)への出展を当金庫が仲介・支援した先
- ・インターネット販売サイトへの出展を当金庫が仲介・支援した先
- ・カタログ等への掲載を当金庫が仲介・支援した先
- ・個別案件にて商製品の紹介を当金庫が仲介・支援した先
- ・人材マッチングへ当金庫が仲介・支援した先

◇各種補助金、助成金支援への取組み

日本経済再生に向けた経済対策として、様々な経済施策が実施されています。

当金庫は、様々な補助金や優遇措置についての情報提供を行うと同時に、経営革新等認定支援機関として中小企業の補助金等の申請支援に取り組んでいます。

2024年度は、補助金申請支援を2件行いました。

また、税制等で優遇を受けられる「経営力向上計画」の申請支援を47件、「先端設備等導入計画」の申請支援を33件行いました。

中堅・中小成長投資補助金	1件
HACCP補助金	1件
経営力向上計画	47件
先端設備等導入計画	33件

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援活動

◇専門家派遣の取組み

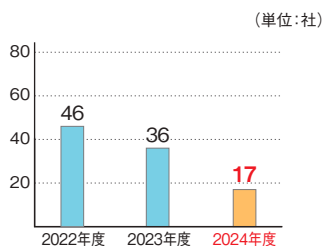
中小企業が抱える様々な経営課題を的確に解決するためには、その分野で優れた知識や豊富な経験を有する専門家による課題の整理、現状分析や具体的なアドバイスが効果的です。

当金庫は、北海道信用保証協会・中小企業基盤整備機構・一般社団法人北海道中小企業診断士協会等の専門家派遣事業に積極的に取り組んでおり、2024年度は17先に対し50回の専門家派遣を実施しました。

具体的な取組みとしては、新製品開発、販売拡大、ネット活用、経営戦略、経営改善、経営課題整理、在庫管理等への専門家派遣を実施しました。

専門家派遣 17先50回

【ベンチマーク：中小企業支援策の活用先数】 (集計企業単位：グループ)



以下の取組みを中小企業支援策としております。

- 専門家派遣
 - ・信用保証協会による専門家派遣を実施
 - ・よろず支援拠点を活用して専門家派遣を実施
 - ・その他の外部専門家派遣事業を活用して専門家派遣を実施
- 中小企業基盤整備機構の各種支援策の活用
- 北海道中小企業活性化協議会による経営改善支援
- 中小企業に対する各種補助金の活用
- 知的資産経営報告書の策定支援

地域社会と北見信用金庫

地域社会と北見信用金庫

● 経営改善支援活動

2024年度の経営サポート先は、地域金融支援部と営業店の協働により、47先に対し重点的に取り組みました。

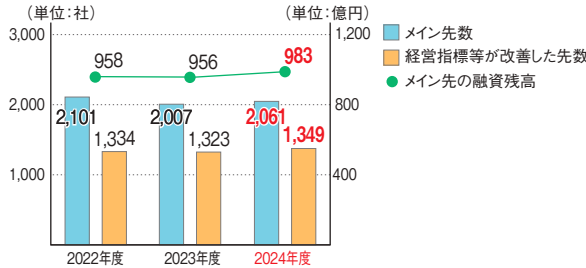
■ 2024年度の活動実績

(単位：先数、%)

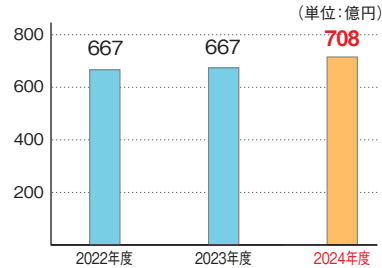
	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先 α	αのうち 期末に債務者区分が ランクアップした先 β	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先 γ	αのうち 再生計画を 策定した先 δ	経営改善支援 取組み率 =α/A	ランクアップ 率 =β/α	再生計画 策定率 =δ/α
正常先 ①	1,525	24		21	0	1.57		0.00
要注意先 うちその他要注意先②	1,513	7	0	5	7	0.46	0.00	100.00
うち要管理先③	20	3	0	3	3	15.00	0.00	100.00
破綻懸念先④	302	13	1	12	13	4.30	7.69	100.00
実質破綻先⑤	34	0	0	0	0	0.00	-	-
破綻先⑥	5	0	0	0	0	0.00	-	-
小計(②～⑥の計)	1,874	23	1	20	23	1.23	4.35	100.00
合計	3,399	47	1	41	23	1.38	2.13	48.94

【ベンチマーク：メイン先のうち、経営指標が改善、または就業者数が増加した先数。及び、同先に対する融資額の3期推移】(集計企業単位：グループ)

当金庫がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加が見られた先数、及び、同先に対する融資額の推移



経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移



○母集団の中で、前期対比で以下の3種類の経営指標のうち1種類以上が改善した先を計上しております。

- ・売上高
- ・EBITDA：営業利益 + 減価償却費
- ・労働生産性：付加価値(※) ÷ 平均就業者数
- ※付加価値=人件費+賃借料+リース料+租税公課+減価償却費+法人税等充当額+法人税等調整額+当期純利益+支払利息-受取利息・配当金

○経営指標に関わらず就業者数の増加が見られた先を計上しております。

● 事業承継支援活動

中小企業が経営を持続的に発展させていく過程において、必ず取組まなければならない大きな経営課題の1つが事業承継です。

個別相談会 81回
実行支援仲介 2社

事業承継には経営の承継と財産の承継の両面があり、後継者へ「事業」を「円滑に承継実行」するために、総合的な知識や豊富な経験を有する専門家によるアドバイスが必要となるケースが多くなっています。

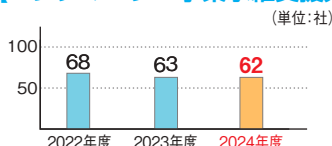
当金庫は事業承継実行支援コンサルティングやM&A仲介支援の豊富な経験を持つ専門家によって設立された「一般社団法人しんきん支援ネットワーク(SSN)」との一体的協働体制により、積極的に事業承継支援に取り組んでいます。

具体的な取組みとして、個別相談会を81回、2009年度に開始してから累計1,092回実施しました。さらに、SSNが実施する長期・継続して具体的支援を行う「実行支援」への仲介を2024年度は2社に対して行いました。

また、SSNと当金庫を含む道内6信用金庫が、道内中小企業同士のM&Aを仲介支援する「しんきん支援ネットワーク」を構築しており、事業承継の1つの形態としてのM&Aが道内中小企業でも増加している中、信用金庫らしい丁寧なM&A仲介支援に取り組んでいます。

さらに、事業承継に関する「経営の承継」と「財産の承継」を総合的に支援する専門家の不足が大きな課題となっているため、SSNではCBSC(認定事業承継コンサルタント)の育成に取り組むことで、地域に「事業」と「雇用」を残す取組みの態勢強化を図っています。当金庫ではCBSCが13名(うち、地域金融支援部2名)活動しています。

【ベンチマーク：事業承継支援先】(集計企業単位：グループ)



以下に該当する先を事業承継支援先としております。

- ・事業承継セミナー参加先
- ・個別相談会実施先
- ・実行支援契約先
- ・M&Aエントリー先(買収・譲渡企業情報提供先)
- ・M&A成約先
- ・事業承継・引継ぎ支援センターを紹介した先
- ・その他事業承継に関する外部専門機関・専門家を紹介した先



事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

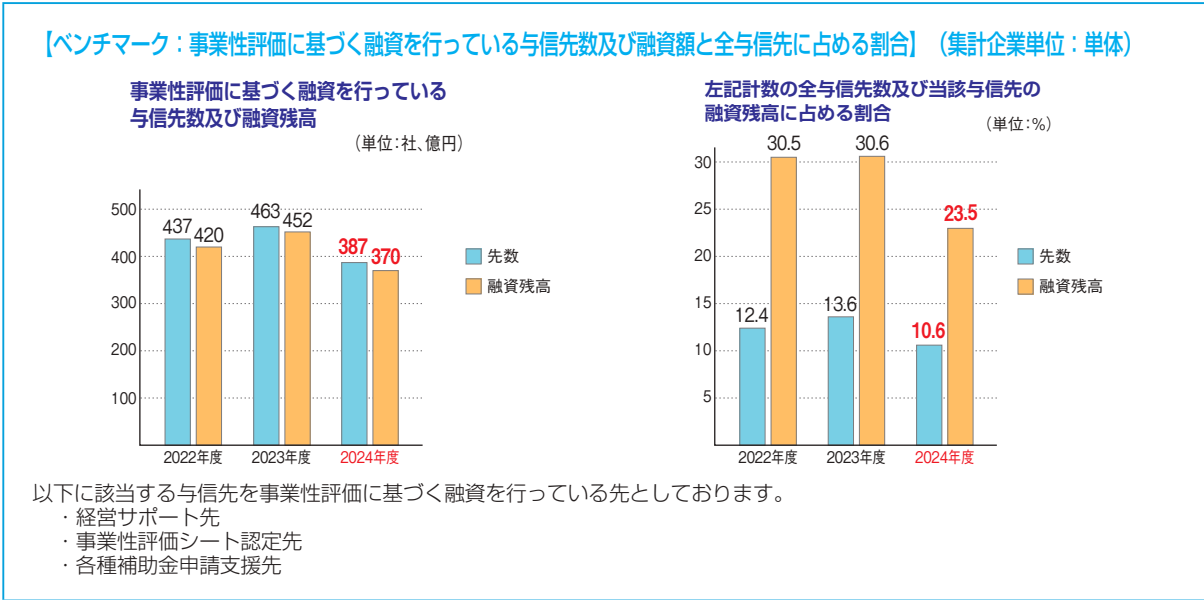
■不動産担保、個人保証に過度に依存しない事業者向け融資として以下の商品を開発、推進しております。

エクセレント

無担保第三者保証不要の当座貸越
2025年3月末**488**先、取扱残高**162**億円

きたしん・アグリサポート

当地区の基幹産業の一つである農業の振興を通じた地域活性化を目的とした不動産担保、第三者保証不要の営農資金
2025年3月末**17**件、取扱残高**49**百万円



経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

※「経営者保証に関する取組方針」当金庫ホームページ記載先⇒ <https://www.shinkin.co.jp/kitami/info/keieisyahosyo.html>

「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

	2024年度
新規に無保証で融資した件数	646件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	17.84%
保証契約を解除した件数	87件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

地域社会と北見信用金庫

地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

■中小企業への支援ネットワークの活用

中小企業の経営支援のために国や北海道等が展開している中小企業支援事業を活用しています。

●中小企業基盤整備機構北海道本部と業務連携・協力に関する覚書を締結

当金庫は中小企業基盤整備機構北海道本部と業務連携・協力に関する覚書を締結しております。

中小企業への支援、ベンチャー企業の育成や中小企業支援の情報交換の分野で業務連携・協力し、包括的に中小企業支援の促進、地域経済の活性化を図ることを目的としております。

●国立大学法人北見工業大学と包括連携

産学官金の連携を通して相互の発展に寄与するとともに、地域経済の一層の活性化並びに自立的発展に資することを目的として、研究交流、人材交流、人材育成などのうち相互の協力が可能な分野において、具体的な協力を有機的に推進していくことを目的に以下のような事項について連携を図っております。

- (1) 研究成果等のシーズと技術ニーズとのマッチングのコーディネート
- (2) 取引先からの技術相談に関する支援
- (3) 地域中小企業の技術ニーズの情報収集およびそれに対する情報提供

●日本政策金融公庫北見支店と、創業支援等での業務連携・協力に関する覚書を締結

当金庫は日本政策金融公庫北見支店と、創業分野等での連携を進めていくにあたり、業務連携・協力に関する覚書を締結しております。

創業期（創業前～創業後）にあるお客さまを中心に、創業資金の協調融資や経営面のサポートを行うことで、認定経営革新等支援機関として創業支援に力を入れている当金庫と、全国で多数の創業融資を手がけている日本政策金融公庫が、相互にノウハウ等を補充・共有し、お客さまに質の高いサービスを連携して提供することを目的としております。

●東京農業大学生物産業学部と包括連携

当金庫は東京農業大学生物産業学部（網走市）と包括連携協定を締結しております。

中小企業の技術ニーズと大学の研究シーズのマッチングおよび情報共有を目的としております。

●北見市と地方創生に関する連携協定を締結

当金庫および6金融機関と北見市は、2016年4月に地方創生に関する連携協定を締結しました。

地域経済の発展に資する事業等について連携・協力することで地方創生に寄与することを目的としております。

●商工中金と業務連携・協力に関する覚書を締結

当金庫と商工組合中央金庫（商工中金）は、2017年1月に業務連携・協力に関する覚書を締結しました。

地域の中小企業の金融円滑化を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とし、それぞれの業務特性を活かして相互に協力を図ります。

2025年度 伴走型支援強化に向けた取組み

当金庫は伴走型支援強化を経営計画の重点施策の一つとして位置づけ、実行してまいります。

2025年度経営計画（抜粋）

「地域革新」…伴走型支援の強化

1. 事業者に対する伴走型支援の強化

- (1). 徹底した事業者の実態把握
- (2). 金融面の課題解決支援
 - ①. 経営改善・事業再生
 - ②. 財務分析シートを再活用した事業者支援
- (3). 非金融面の課題解決支援
 - ①. 事業承継支援・M&A仲介支援
 - ②. 創業・新事業展開支援

- ③. 人材マッチング支援
- ④. 補助金・助成金・計画等の申請支援
- ⑤. 情報提供・各種セミナー開催

2. 地域の社会的課題への対応

- (1). 自治体GXとの連携

3. 地域連携の強化

- (1). 道央地区と既存地区の商圈連携
 - ①. ビジネスマッチングの強化
 - ②. 道央情報集約と活用方法の検討



お客さま満足度向上の取組み

お客様の声を聞く課

お客さまのご意見や苦情等に対応するため、「お客様の声を聞く課」を配置し、直通電話（0120-277-665）を設けているほか、「お客様の声を聞く」ハガキを店舗に配置しております。

お客さまから受け付けましたご意見や苦情等は一元管理のもと、情報の共有を図る体制をとり、部門間による連携のうな対応を図っております。

振り込め詐欺防止の取組み

振り込め詐欺防止のため、以下のような取組みを行っております。

- 窓口やATMコーナーで確認の声かけ運動をしています。
- ATMコーナーでの携帯電話利用はお断りしています。
- 営業店ロビーの有線放送にて、振り込め詐欺防止のための留意事項をお知らせしています。
- 毎月末時点において「お客さまが70歳以上で、1年間キャッシュカードによるATM振込をされていない口座」につきましては、条件に達した翌月にキャッシュカードによるATM振込ができないよう設定させていただいております。

本店の日曜営業

「お客さまの立場に立った金融サービスの提供、地域のお客さまの利便性向上、商店街の活性化」を図るため、2005年より本店の日曜営業を実施しています。

特に、日曜日も営業を行うサービス業や小売業などの事業者のお客さまや平日に来店できない個人のお客さまに好評です。

営業日 ●日曜日(12月31日～1月3日を除く)
 営業店舗 ●本店
 営業時間 ●午前の営業 9:00～11:30
 午後の営業 12:30～15:00
 昼休みとして11:30から12:30までは窓口を休止させていただきます。昼休みの間もATM、両替機、貸金庫はご利用いただけます。
 取扱業務内容 ●一部の業務を除き平日と同じ営業内容です。住宅ローンをはじめ各種ローン、事業資金、経営相談など、各種ご相談を受け付けています。

情報の提供

北見地区内の景気動向調査を実施し、「北見しんきん景況レポート」を発行しております。

環境・人に優しい取組み

環境配慮型商品

個人向け、及び事業者向けに太陽光発電や省エネ設備の導入等、環境に配慮した設備等へのご融資を各種取揃えております。

太陽光発電(本店)

日当たりの良い南面と西面の外壁に設置したソーラーパネルにより、地球環境に負荷をかけない太陽光発電を実現しています。ライトアップでは消費電力の少ないLEDの照明器具を使用しております。



LED照明

ダブルスキン(本店)

ダブルスキンとは、ガラス張りの壁面の外側をもう1枚のガラスで外壁を覆う工法です。太陽光を有効に活用した自然採光や、中間の空気層に外気を導入し自然換気を行い、省エネルギーを実現しています。



地中熱ヒートポンプシステム

紋別支店では、外気に比べて安定している地中の温度を利用して、クリーンで安全な冷暖房・給湯システムを採用し、CO₂排出量削減による環境保全に努めております。



本店ビルで採用している太陽光発電・ダブルスキン、また紋別支店で採用している地中熱ヒートポンプシステムは、本店ビルの免震構造とともに、地元業者の方々の技術向上にも一役買っています。

車椅子用トイレの設置

本店、訓子府支店、留辺蘂支店、東支店、ことぶき支店、卸町支店、紋別支店、旭川支店に設置しております。

本店、紋別支店はオストメイトの方などもお使いいただける多機能トイレを設置しております。



本店トイレ

ベビールームの設置

乳児をお連れのお客さまが、授乳やおむつ交換などにご利用いただけるスペースで、本店に設置しています。ベビーベッドをはじめ、休憩用の椅子、ミルクのための給湯設備などをご用意しています。



地域社会と北見信用金庫

目のご不自由な方がご利用いただけるよう、ハンドセットを取り付けしたATMを全てのATMコーナーに設置しております。

カーボン・オフセット通帳及びユニバーサルデザイン通帳の導入

作成した通帳の数に応じて森林保護を支援するカーボン・オフセット、及び色覚の多様性に配慮したカラーユニバーサルデザイン (CUD) を、総合口座通帳に導入しております。

社会的・文化的貢献面での取組み

一店舗一貢献活動

2000年(平成12年)より毎年実施しています。2024年度は地域の清掃や交通安全の旗振り、花の植栽、各種行事へのスタッフ参加など、様々な地域貢献活動を行いました。





北見しんきん杯争奪少年野球大会

2002年（平成14年）より、地域の少年たちの健全な育成を応援するため、北見しんきん杯争奪少年野球大会を開催しています。第23回大会には12チームが参加し、元気な声がグラウンドに飛び交いました。



献 血

1951年（昭和26年）6月15日に「信用金庫法」が施行されたことちなみ、6月15日を「信用金庫の日」と定めています。毎年、信用金庫の日前後に献血を行っています。



創立100周年に向けて

北見信用金庫は2020年11月14日に創立90周年を迎えました。90年の永きにわたり地域の皆様とともに歩んでこられたことに感謝の意を表すために行った以下の事業は、2030年に迎える創立100周年につながっていきます。

●桜の植樹～育成

創立90周年を記念し、桜が苗木から花をつけるまでの過程を当金庫が未来へ向かって成長していくものとなぞらえ、2020年10月に、北見市上ところ金刀比羅さくら公園に30本のエゾヤマザクラの苗木を植樹しました。植樹後は、苗木が大きく育つよう、定期的に周囲の草刈り作業を行っています。



●ぶどうの植樹～収穫とワイン造り

北見市でワイン作りを営むインフィールドワイナリー（㈱未来ファーム）の広大な畑にぶどうの苗木の植樹を行い、その木が付けた実から当金庫創立100周年を祝うワインを醸造する事業を行っています。2021年5月に植樹を行って以降、職員とその家族がぶどうの木の手入れに参加しています。



主な商品のご案内

主な商品のご案内

預金

■総合口座

一冊の通帳で普通預金と定期預金が利用でき、公共料金やクレジットカードの自動支払や給与・年金などの受取に便利です。また、普通預金が残高不足のとき、総合口座通帳にお預入れいただいた定期預金合計額の90%以内、または1,000万円のうち、いずれか少ない金額まで自動で貸越できますので、いざという時に安心です。

■貯蓄預金

出し入れ自由な預金です。金利はお預け入れ残高により5段階となっています。口座振替契約による自動支払や給与・年金などの自動受取はできません。

■定期積金

事業資金から教育・結婚・住宅資金をはじめ老後の生活資金まで、目的に合わせて毎月計画的に積立いただけます。

■スーパー定期

お預け入れ金額1,000万円未満の自由金利型定期預金です。個人の方の期間3年以上の場合は半年複利になります。

■大口定期預金

1,000万円以上のまとまったお金を運用いただけます。

■期日指定定期預金

お預け入れ1年を過ぎると、1ヵ月前にご連絡いただければいつでもお引出しできる定期預金です。お預け入れ金額は300万円未満です。

■無利息型普通預金

預金保険制度によって全額保護される無利息の普通預金です。個人の方は総合口座の取扱いが可能です。また、公共料金等の自動支払などのサービスは普通預金と同じです。

■後見制度支援預金

後見制度を利用されているお客さま向けの預金です。家庭裁判所の「指示書」に基づいて入出金取引を行うため、被後見人の財産を安全に管理できます。

個人向け国債

固定金利3年、固定金利5年、変動金利10年があります。お客さまのニーズに合わせてお選びください。



しんきん iDeCo

個人型確定拠出年金。老後の資金準備として、節税メリットを生かして効率的な資産形成をはじめられます。

しんきん暦年信託「こころのリボン」

お客さまが贈与を希望する場合、その手続きをサポートする商品です。

しんきん相続信託「こころのボタン」

ご自分の将来の生活資金としての定期的な受け取りや、万が一のことがあったとき、ご家族に残す金額や受取方法をあらかじめ指定できる商品です。

貸出金

事業者向け

お客さまが必要とする運転資金や設備資金など、用途に合わせて各種形態でご融資するほか、各種制度融資、代理貸付等もご紹介します。

■当座貸越「エクセレント」

原則無担保・第三者保証不要の事業者向け当座貸越の商品です。

■きたしん・チャレンジサポート

新規開業者及び法人向けのご融資です。中小企業診断士（当金庫職員）による経営相談を受けることもできます。

■きたしん・アグリサポート

個人営農者及び農業法人向け営農資金のご融資です。

■当座貸越「アグリサポートEX」

原則無担保・第三者保証不要の個人営農者向け当座貸越の商品です。

■事業者向け「きたしんソーラー・エコサポート」

事業者における環境配慮型設備投資のご融資です。

個人向け

■フリーローン

レジャー資金、電気製品や家具のご購入、ご結婚資金などにご利用ください。

■カーローン得徳くん

マイカーのご購入、車検、修理などの費用のお支払いにご利用ください。

マイカーローンの借換えにもご利用いただけます。

■住宅ローン・無担保住宅ローン

住宅の新築、増改築、購入など、マイホームづくりのためのローンです。変動金利型、固定金利型のほか一定期間毎の固定・変動選択型もご用意しています。

■教育プラン・きたしん教育カードローン

入学金・授業料などの学費や、学生生活で必要とする教育費をカバーします。

なお、必要なときに必要なだけATMでご利用いただける「きたしん教育カードローン」もご紹介します。

■カードローンお手軽くん

ご融資限度額内で、必要なときに必要な金額をご利用いただけます。ご融資限度額は100万円です。

■定例返済カードローン

ご融資限度額は300万円です。限度額の範囲内で、ATMで自由に何度でも必要な金額をご利用いただけます。

※北見しんきんのホームページにて、ローンの仮審査を24時間受付けています（一部のローン商品）。

私募債受託業務

お客さまの資金調達の多様化を図り、固定金利で長期資金の調達が可能となる、北海道信用保証協会保証付私募債の受託業務を行っています。



おすすめサービス・手数料

おすすめサービス・手数料

ご存知でしたか?北見しんきんおすすめサービス

■インターネットバンキング

便利さと振込手数料の安さが魅力です。個人のお客さまはスマートフォンやタブレット端末からもご利用いただけます。定期預金の作成もできます(個人のみ)。

■電子記録債権サービス(でんさいネット)

電子記録債権法に基づき、でんさいネットを利用して提供する決済サービスです。手形の代替等を図り、インターネット等を通じて安全・簡易・迅速に支払や譲渡等を行うことができます。当金庫は、「2026年度末(令和9年3月末)までの手形・小切手の全面的電子化」に向けた取り組みの一環として、電子記録債権サービス(でんさいネット)への移行を推奨しております。現在、手形・小切手のお取り扱いがあるお客さまは、是非ともご検討をお願いいたします。

■ATM振込

キャッシュカードで(一部のATMでは現金でも)お振込みできます。現金でのお振込は、1回10万円までお振込みいただけます。

■通帳アプリ

スマートフォンやタブレット端末に「しんきん通帳アプリ」をダウンロードして口座情報を登録していただくだけで、残高や入出金明細が照会できます。また、「紙通帳」を利用しない「通帳レス」機能を追加して、通帳に代わってアプリから最大10年間分の入出金明細が照会できます。

■しんきんゼロネットサービス

全国各地に設置されているしんきんのATMを無料でご利用いただけます。

「しんきんゼロネットサービス」のご利用時間及び対象取引

曜日	ご利用時間	対象取引
平日	8:45～18:00	お預け入れ・お引き出し
土曜日	9:00～14:00	お引き出し

※上記以外の時間帯及び日曜日・祝日のご利用では、しんきん所定の手料を申し受けます。

※一部のしんきんのATMでは、土曜日に本サービスをご利用できない場合がございます。

※一部対象外となるATMがございます。

手数料

(2025年4月1日現在)

■主な手数料

種類	宛先	同一店内	当金庫本支店あて	他行あて	
振込手数料	窓口扱	5万円未満	110円	220円	550円
		5万円以上	220円	440円	770円
	ファームバンキング WEBバンキング・WEB-FB	5万円未満	無料	110円	275円
		5万円以上	無料	220円	440円
	※依頼口座と受取口座が同一店舗にある場合、振込手数料は同一店内扱いとなります。				
	自動機(ATM) キャッシュカード振込	5万円未満	無料	110円	275円
		5万円以上	無料	220円	440円
	※振込手続きをするATMの店舗に受取口座がある場合、振込手数料は同一店内扱いとなります。 ※当金庫カードによるATM振込で依頼口座と受取口座が同一店舗にある場合、振込手数料は同一店内扱いとなります。				
	自動機(ATM) 現金振込	5万円未満	110円	220円	385円
		5万円以上	220円	330円	550円

■自動機(ATM)利用手数料

	平日		土曜日			日曜日・祝日
	始業～18:00	18:00以降	始業～14:00	14:00～15:00	15:00以降	始業～終業
当金庫口座・現金振込(預入は無料)	無料	110円	無料		110円	110円
当金庫以外の信用金庫の口座	ゼロネット 無料	110円	ゼロネット 無料	110円		110円
北海道銀行の口座	無料	110円	110円			110円
ゆうちょ銀行の口座	110円	220円	110円	220円		220円
信金・北海道銀行・ゆうちょ銀行以外の口座	110円	220円	220円			220円

●土曜日が祝日と重なった場合は、祝日扱いとなります。●振込の場合は、別途振込手数料がかかります。●クレジットカードによるご利用については、ご利用されるカードにより異なります。●ご利用できるサービスは発行元の金融機関により異なります。

総代会制度

総代会制度

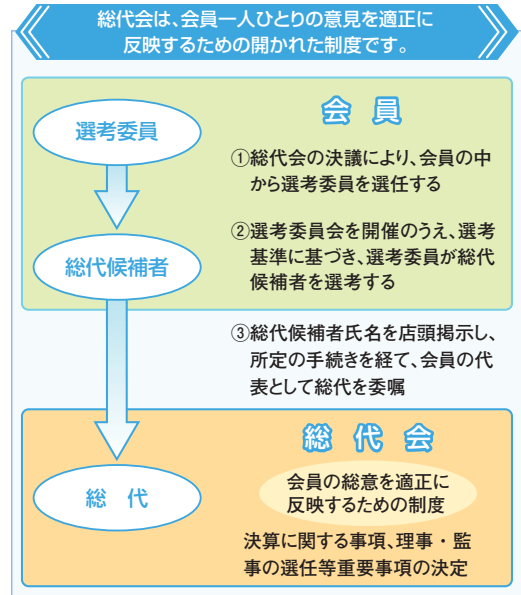
総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫の会員数は大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算に関する事項、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動や会員懇談会（北見しんきん会等）を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営革新に取組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、100人以上130人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。

なお、2025年3月末現在の総代の定数は120名、総代数は116名であり、会員数は21,816人です。

(2) 総代の選任方法

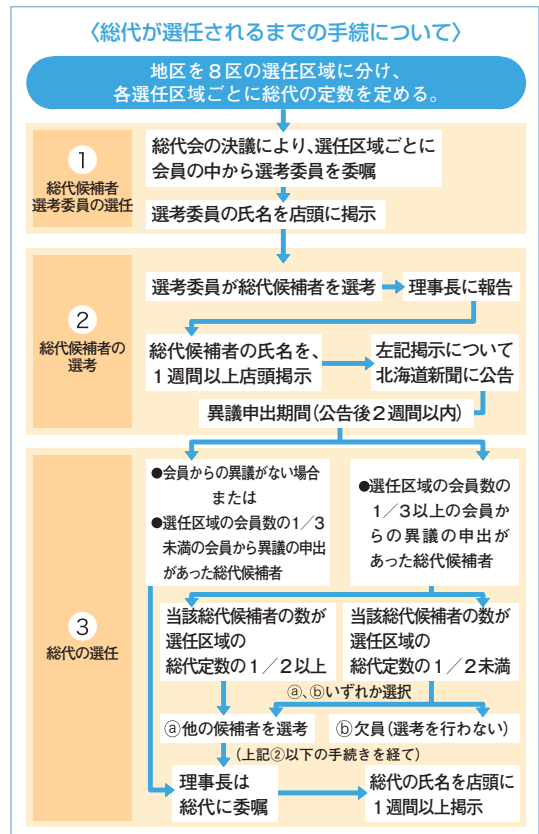
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - 当金庫の会員であること
 - 就任時点で満80歳を超えていないこと 等
- ② 適格要件
 - (1) 総代として相応しい見識を有し、良識をもって正しい判断ができる方
 - (2) 地域における信望が厚く、地域ならびに当金庫の発展に寄与できる方
 - (3) 当金庫の理念・使命をよく理解し、当金庫との緊密な取引関係を有する方





第96期通常総代会

2025年6月16日、第96期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

報告事項

報告事項1. 第96期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）業務報告、計算書類の内容並びに会計監査人及び監事の計算書類監査結果報告について

決議事項

- 議案第1号 剰余金処分案の承認について
- 議案第2号 定款の一部変更（別表2従たる事務所の所在地）について
- 議案第3号 会員除名処分について
- 議案第4号 理事の任期満了にともなう改選について
- 議案第5号 監事の任期満了にともなう改選について
- 議案第6号 退任理事に対する退職慰労金贈呈について

総代氏名 定数120名・総代数116名（敬称略、地区別・五十音順）（2025年6月16日現在）

【北見地区（北見市）】 57名

天池 鉄也① 浦 昌哉① 菊池 道⑥ 鈴木 和幸② 戸田 龍一⑥ 原谷 真人④ 向平 秀幸② 渡部 徳章①
 天内 邦夫⑩ 越膳総一郎① 倉本 真② 田尾 忠正⑦ 富田 吉弘⑦ 久島 和俊⑥ 武藤 政幸②
 荒井 勉⑤ 大西 薫⑩ 桑原 素行⑪ 高桑 弘基② 富山 佳男⑤ 福地 博行⑩ 安田 敦⑧
 石沢 徳司⑨ 岡村 金司① 近藤 裕③ 高野 基緒③ 中西 雄大⑨ 前田 忠① 山瀬 一也⑫
 市川 道博⑩ 小原 誠④ 佐々木 護⑩ 高橋 勝志⑤ 中村 憲二③ 前田 康仁⑩ 山中 勲④
 伊藤 勲② 海田 大輔① 佐藤 隆⑪ 高橋 秀昭② 中村 寿志① 舛川 誠④ 山本 貴一⑥
 伊藤 光隆① 海田 有一④ 渋谷 嘉伸② 田中 伸一② 野口 恵司① 萬年 博明④ 弓山 充康①
 伊藤 嘉高② 亀井 滋② 新保 統義② 田中 秀樹② 長谷川秀雄⑦ 向井 直人① 横山 勝人②

【訓子府地区（訓子府町）】 3名

富山 和基② 久島 正之② 松田 和之⑧

【津別・美幌地区（津別町、美幌町及び大空町）】 8名

大井 正行⑨ 大原 功一① 加賀谷雅治⑥ 鈴木 将晋⑤ 種田 善夫② 中村 光一② 水上 隆② 山田 裕史⑧

【置戸地区（置戸町）】 2名

遠藤 智子① 三好 幸市⑬

【帯広・釧路地区（帯広市、釧路市、幕別町、音更町、芽室町及び釧路町）】 13名

飯田 正行① 大久保義浩② 北原 英樹④ 田口 光浩③ 中川 照彦④ 花房 浩一④ 水戸部公平③
 石野 雄一④ 加納 勝弘③ 高森 智③ 出村 行敬③ 中島 久司⑧ 久島 貞一⑦

【紋別地区（紋別市）】 15名

阿部 和人① 嘉野 昭子④ 齊藤 秀武⑧ 鈴木 賢広② 田中 誠② 新沼 透⑥ 廣瀬 哲二⑤ 山本 義明③
 加藤 公之① 川内 弘喜① 柴門 憲一④ 舘岡 久幸③ 得永 光雄⑤ 林 孝浩③ 森 安春⑧

【雄武・興部・滝上地区（雄武町、興部町、滝上町及び西興部村）】 9名

阿部 昭一⑨ 小田 英利② 工藤喜代子⑥ 菅原 賢司⑧ 橋詰 啓史⑥
 大原 満④ 菊地 裕暁① 郡 勝⑧ 千葉 豊樹②

【旭川・名寄地区（旭川市及び名寄市）】 9名

芦崎 壽夫⑧ 穴戸 信明⑧ 谷 博之⑧ 長谷川力也④ 宮田 晃彦⑤
 栗原 平次② 神 幸博② 中山 翌① 三浦 昭雄⑨

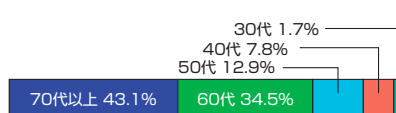
（注）氏名の後の数字は総代への就任回数です。

総代の属性別構成比

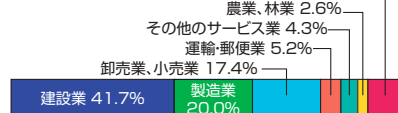
●職業別



●年代別



●業種別



（注）1. 業種別の構成比は、法人役員、個人事業主に限っております。
 2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 3. 構成比は小数第2位以下を四捨五入しております。

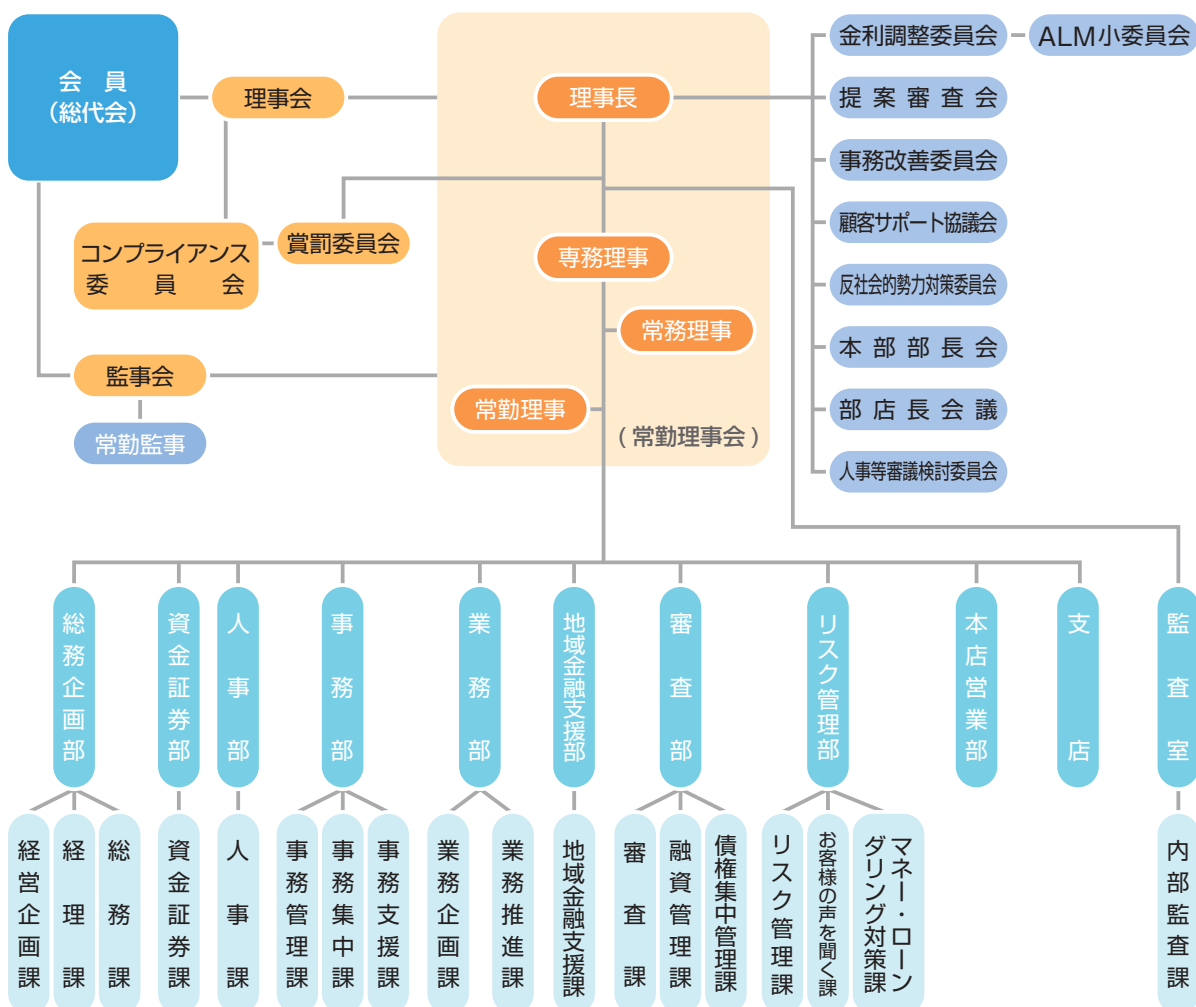
役員・組織図・会計監査人

役員名簿 (2025年6月末現在)

理事長 (代表理事)	片山 隆文	理事	渡邊 主人
専務理事 (代表理事)	増子 郁高	理事	五十嵐 龍
常務理事 (代表理事)	柳 勝昭	理事	吉岡 裕敏
常勤理事	井上 秀敏	理事	柏尾 典秀
常勤理事	井上 智徳	常勤監事	江良 利晃
常勤理事	宮野 孝司	監事	鈴木 栄樹
常勤理事	高薄 和哉	監事 (員外)	伊藤 昌博
常勤理事	菅原 直宏		

※理事12名のうち職員出身以外の会員理事は4名です。

北見信用金庫 組織図 (2025年6月末現在)



会計監査人の名称 (2025年6月末現在)

EY新日本有限責任監査法人



店舗案内・ATM設置案内

店舗・キャッシュコーナーご案内 (2025年6月末現在)

- 平日にご利用いただけるキャッシュコーナー
- 土曜・日曜・祝日にご利用いただけるキャッシュコーナー
- ◎ 昼休み導入店舗 (昼休み時間帯…11:30～12:30)

店舗一覧

■北見市内					
● ● ◎ (日曜日のみ)	本店営業部	〒090-0020	北見市大通東1丁目2番地1	(0157) 24-7531	
● ◎	留辺薬支店	〒091-0003	北見市留辺薬町仲町33番地1	(0157) 42-2153	
● ◎	温根湯支店	〒091-0170	北見市留辺薬町温根湯温泉192番地1	(0157) 45-2811	
● ◎	相内支店	〒099-0871	北見市相内町109番地3 北見市相内支所内	(0157) 37-2321	
● ●	西支店	〒090-0818	北見市本町4丁目1番17号	(0157) 24-8531	
● ●	東支店	〒090-0016	北見市大町107番地4	(0157) 23-6211	
● ●	三輪支店	〒090-0835	北見市光西町165番地	(0157) 25-2131	
● ● ◎	ことぶき支店	〒090-0065	北見市寿町3丁目4番	(0157) 61-0888	
● ●	卸町支店	〒090-0056	北見市卸町1丁目1番地7	(0157) 36-6611	
● ●	北光支店	〒090-0824	北見市北光206番地4	(0157) 61-9761	
● ◎	端野支店	〒099-2102	北見市端野町2区344番地11	(0157) 56-2101	
● ◎	常呂支店	〒093-0210	北見市常呂町字常呂222番地	(0152) 54-1101	
● ● ◎	南大通支店	〒090-0811	北見市泉町4丁目2番20号	(0157) 61-8855	

■北見地区					
● ◎	訓子府支店	〒099-1432	常呂郡訓子府町旭町5番地1	(0157) 47-2141	
● ◎	津別支店	〒092-0236	網走郡津別町本町60番地	(0152) 76-2131	
● ◎	置戸支店	〒099-1133	常呂郡置戸町字置戸144番地1	(0157) 52-3131	
● ◎	美幌支店	〒092-0004	網走郡美幌町字仲町1丁目44番地	(0152) 73-1311	

■紋別市内					
● ●	紋別支店	〒094-8706	紋別市幸町4丁目1番23号	(0158) 24-2141	

■西紋地区					
● ◎	滝上支店	〒099-5602	紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地 (滝上町役場内)	(0158) 29-2141	
● ● ◎	興部支店	〒098-1615	紋別郡興部町字興部338番地1	(0158) 82-2141	
● ● ◎	雄武支店	〒098-1702	紋別郡雄武町字雄武886番地の1	(0158) 84-2141	
● ◎	西興部支店	〒098-1501	紋別郡西興部村字西興部100番地 (西興部村役場内)	(0158) 87-2141	

■帯広・釧路地区					
● ◎	帯広支店	〒080-0025	帯広市西15条南12丁目1番地の31	(0155) 22-7531	
● ◎	南支店	〒080-0010	帯広市大通南26丁目2番地の1	(0155) 22-8531	
● ◎	しらかば支店	〒080-0025	帯広市西15条南12丁目1番地の31	(0155) 33-3222	
● ◎	釧路支店	〒085-0035	釧路市共栄大通7丁目1番地	(0154) 22-7531	

■旭川・名寄地区					
● ◎	旭川支店	〒078-8214	旭川市4条通22丁目5番地12	(0166) 33-5525	
● ◎	名寄支店	〒096-0014	名寄市西4条南2丁目14番地	(01654) 2-2141	

■札幌市内					
◎	札幌支店	〒060-0042	札幌市中央区大通西6丁目2番地6大樹生命札幌大通ビル2階	(011) 596-6860	

店舗外キャッシュコーナー

北見市内		紋別市内	
● ● まちきた大通ビル (コミュニティプラザバラボ)	● 北見赤十字病院	● ● 落石	● ● イオン紋別店
● ● イオン北見店	● ● ツル八高栄店	● 上渚滑	

店舗案内・ATM設置案内



北見しんきん



2025年(令和7年)7月
北見信用金庫 総務企画部
〒090-0020 北見市大通東1丁目2番地1
TEL.0157-24-7531
URL:<https://www.shinkin.co.jp/kitami/>



KITAMI SHINKIN BANK REPORT

2025

北見信用金庫の現況

2024年4月1日 → 2025年3月31日 資料編

北見信用金庫

資料編

資料編：貸借対照表

貸借対照表

■資産の部		(単位：百万円)	
科目	2023年度	2024年度	
現金	4,013	4,090	
預け金	155,364	156,711	
買入手形	-	-	
コールローン	-	-	
買現先勘定	-	-	
債券貸借取引支払保証金	-	-	
買入金銭債権	-	-	
金銭の信託	2,000	1,946	
商品有価証券	-	-	
有価証券	246,154	232,386	
国債	19,320	17,495	
地方債	65,576	71,042	
社債	137,192	121,445	
株式	1,140	426	
その他の証券	22,925	21,976	
貸出	190,206	208,174	
割引手形	908	554	
手形貸付	19,864	24,474	
証書貸付	149,776	164,436	
当座貸越	19,656	18,709	
外国為替	-	-	
その他資産	3,964	4,112	
未決済為替貸金	161	170	
信金中金出資金	2,897	2,897	
前払費用	19	109	
未収収益	759	802	
その他の資産	125	133	
有形固定資産	5,427	5,232	
建物	3,487	3,324	
土地	1,483	1,470	
建設仮勘定	-	8	
その他の有形固定資産	456	428	
無形固定資産	47	62	
ソフトウェア	33	48	
その他の無形固定資産	13	13	
前払年金費用	-	-	
繰延税金資産	599	748	
再評価に係る繰延税金資産	-	-	
債務保証見返	606	536	
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 1,673 (△ 1,522)	△ 1,816 (△ 1,648)	
資産の部合計	606,710	612,184	

■負債の部		(単位：百万円)	
科目	2023年度	2024年度	
預金積金	558,786	573,748	
当座預金	29,698	27,546	
普通預金	306,316	319,295	
貯蓄預金	4,238	4,110	
通知預金	163	362	
定期預金	200,682	204,159	
定期積金	14,104	12,818	
その他の預金	3,581	5,455	
譲渡性預金	-	-	
借用金	5,000	-	
借入金	-	-	
当座借越	5,000	-	
売渡手形	-	-	
コールマネー	-	-	
売現先勘定	-	-	
債券貸借取引受入担保金	-	-	
コマーシャル・ペーパー	-	-	
外国為替	-	-	
その他負債	1,028	1,191	
未決済為替借	297	178	
未払費用	169	305	
給付補填備金	1	1	
未払法人税等	195	214	
前受収益	161	209	
払戻未済金	21	16	
払戻未済持分金	16	16	
職員預り金	103	116	
資産除去債務	40	40	
その他の負債	22	92	
賞与引当金	-	-	
役員賞与引当金	-	-	
退職給付引当金	66	14	
役員退職慰労引当金	138	162	
睡眠預金払戻損失引当金	46	42	
偶発損失引当金	71	42	
特別法上の引当金	-	-	
繰延税金負債	-	-	
再評価に係る繰延税金負債	-	-	
債務保証	606	536	
負債の部合計	565,745	575,737	

■純資産の部		(単位：百万円)	
科目	2023年度	2024年度	
出資金	1,114	1,097	
普通出資金	1,114	1,097	
優先出資申込証拠金	-	-	
資本剰余金	-	-	
利益剰余金	45,964	46,649	
利益準備金	1,135	1,114	
その他利益剰余金	44,828	45,535	
特別積立金	43,972	44,672	
当期末処分剰余金	856	863	
処分未済持分	△ -	△ -	
自己優先出資	△ -	△ -	
自己優先出資申込証拠金	-	-	
会員勘定合計	47,078	47,747	
その他有価証券評価差額金	△ 6,114	△ 11,300	
繰延ヘッジ損益	-	-	
土地再評価差額金	-	-	
評価・換算差額等合計	△ 6,114	△ 11,300	
純資産の部合計	40,964	36,446	
負債及び純資産の部合計	606,710	612,184	



損益計算書

(単位：千円)

資料編：損益計算書

科 目	2023年度	2024年度
経常収益	5,912,050	6,403,601
資金運用収益	4,976,691	5,467,305
貸出金利	2,791,534	3,082,849
預け金利息	256,749	403,138
有価証券利息配当	1,876,539	1,929,362
その他の受入利息	51,867	51,955
役務取引等収益	702,715	707,832
受入為替手数料	236,738	244,513
その他の役務収益	465,977	463,318
その他の業務収益	41,223	106,715
国債等債券償還	-	81,162
その他の業務収益	41,223	25,553
その他経常収益	191,419	121,747
貸倒引当金戻入	43,548	-
償却債権取立	20,225	38,310
株式等売却	-	53,472
金銭の信託運用	123,127	-
その他の経常収益	4,517	29,964
経常費用	4,905,430	5,288,377
資金調達費用	44,493	340,621
預金利息	43,041	338,874
給付補填金繰入	588	1,170
借入金利息	181	27
その他の支払利息	681	549
役務取引等費用	291,364	312,336
支払為替手数料	22,798	28,324
その他の役務費用	268,566	284,012
その他の業務費用	655,394	401,640
外国為替売却損	-	10,091
国債等債券償還	-	14,089
国債等債券償還	583,376	299,885
その他の業務費用	72,018	77,574
経費	3,805,280	3,909,149
人件費	2,101,547	2,236,655
物件費	1,589,183	1,557,489
税金	114,550	115,005
その他経常費用	108,896	324,629
貸倒引当金繰入	-	146,612
貸出金償却	29,200	55,463
株式等売却損	189	2,229
金銭の信託運用	-	52,050
その他資産償却	-	8,397
その他の経常費用	79,506	59,875
経常利益	1,006,620	1,115,224
特別利益	1,260	126,378
固定資産処分	1,260	6,618
その他の特別利益	-	119,760
特別損失	35,465	203,845
固定資産処分	10,651	157,975
減損	24,813	45,869
税引前当期純利益	972,415	1,037,757
法人税、住民税及び事業税	292,481	246,921
法人税等調整額	6,998	71,804
法人税等合計	299,480	318,725
当期純利益	672,934	719,031
繰越金(当期首残高)	183,827	144,302
当期末処分剰余金	856,762	863,334

資料編

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	2023年度	2024年度
当期末処分剰余金	856,762,310	863,334,334
積立金取崩額	-	-
利益準備金限度超過取崩額	20,977,750	16,814,600
剰余金処分額	733,437,361	732,931,867
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金(年3%)	33,437,361	32,931,867
特別積立金	700,000,000	700,000,000
繰越金(当期末残高)	144,302,699	147,217,067

2024年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2025年 6月16日

北見信用金庫

理事長 片山隆文

貸借対照表に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 19年 ~ 39年
その他 3年 ~ 20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外資建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部(営業関連部署)及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,850百万円であります。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

- 数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(2024年3月31日現在)
- | | |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,832,300百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,853,684百万円 |
| 差引額 | △21,384百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2024年3月31日現在)
- | | |
|--|---------|
| | 0.3567% |
|--|---------|
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金51百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、振当処理を適用しております。
 - 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫や夜間金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金1,816百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産793百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額12百万円
18. 子会社等の株式総額30百万円
19. 子会社等に対する金銭債務総額47百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額9,308百万円
21. 有形固定資産の圧縮帳簿額393百万円
22. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	307百万円
危険債権額	10,115百万円
三月以上延滞債権額	該当ありません
貸出条件緩和債権額	2,877百万円
合計額	13,300百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、種別別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は554百万円です。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。担保に供している資産

有価証券	475百万円
預け金	20,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	554百万円
借入金	-百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金30,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金56百万円が含まれております。

25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は720百万円です。
26. 貸出1口当たりの純資産額1,659百万99銭
27. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。そのため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び価格の変動リスクに晒されており、その一部について先物為替予約取引等を行うことにより、当該リスクを回避しております。

当金庫では先物為替予約取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である有価証券の為替リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出資産の健全性を維持管理するため、「クレジットポリシー」及び信用リスクに関する管理諸規程に基づき厳格な審査体制を構築するとともに、貸出審査の独立性を確保し、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。さらに貸出審査能力の向上や、経営改善支援活動を通じてお取引先の経営内容の改善に取り組み、信用リスクの軽減を図っております。貸出以外の運用資産についても、格付けの把握やリスク分散等の対応を行っております。また、資産の正確な自己査定を行うための体制整備を行っております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部署がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理及びALMIに関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、金利調整委員会において協議されたALMIに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を

行っております。日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで金利調整委員会及び理事会等に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、適宜為替予約等を行っております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、有価証券等運用基準及び市場リスクに関する諸規程に基づき行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを総務企画部が実施して、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総務企画部を通じ、理事会及び金利調整委員会において定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、「有価証券等運用基準」及び「ヘッジ会計適用に係る取扱規程」に基づき実施しております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は、9,656百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスクに関する諸規程に基づき、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替(資産・負債)、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びにコマースールペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	156,711	155,849	△861
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	49,659	47,896	△1,762
その他有価証券	182,588	182,588	-
(3)貸出金(*1)	208,174		
貸倒引当金(*2)	△1,816		
	206,357	206,624	266
金融資産計	595,316	592,959	△2,357
(1)預金積金(*1)	573,748	572,338	△1,410
金融負債計	573,748	572,338	△1,410

(*1)預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(スワップレート)で割引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私債は、対応する残存年数の国債利回りを用いた将来キャッシュフローの割引現在価値を求め、貸倒引当金を控除して算出しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から30.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)

資料編

資料編：財務諸表の注記

- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
 ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(スワップレート)を用いております。
 (注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	30
非上場株式(*1)	103
信金中央金庫出資金(*1)	2,897
組合出資金(*2)	4
合 計	3,035

(*1)子会社、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	58,500	81,600	10,000	-
有価証券				
満期保有目的の債券	5,302	18,589	19,058	5,811
その他の有価証券のうち満期があるもの	12,270	31,780	55,964	67,799
貸出金(*)	49,653	73,262	34,612	31,155
合 計	125,726	205,232	119,634	104,766

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)その他の有利子負債の決算日後の返済予定額(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	164,253	52,667	-	58,000
合 計	164,253	52,667	-	58,000

(*)預金積金のうち、期間の定めがないもの(要求払預金)は含めておりません。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	4,179	4,205	26
	社 債	260	260	0
	その他	1,650	2,132	481
	外国債券	1,650	2,132	481
	小 計	6,089	6,598	508
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	38,694	36,706	△1,988
	社 債	460	458	△2
	その他	4,414	4,133	△281
	外国債券	4,414	4,133	△281
	小 計	43,569	41,297	△2,271
合 計	49,659	47,896	△1,762	

その他の有価証券 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	292	152	139
	債 券	2,502	2,495	6
	国 債	-	-	-
	地方債	500	500	0
	社 債	2,002	1,995	6
	その他	312	300	12
	外国債券	-	-	-
	その他	312	300	12
	小 計	3,107	2,948	158
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-
債 券		163,887	173,698	△9,810
国 債		17,495	21,761	△4,265
地方債		27,668	29,070	△1,401
社 債		118,723	122,866	△4,143
その他		15,593	17,610	△2,016
外国債券		10,454	11,298	△844
その他		5,139	6,311	△1,171
小 計		179,481	191,308	△11,826
合 計		182,588	194,256	△11,667

30. 当事業年度中に売却したその他の有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	542	53	0
債 券	193	-	14
国 債	-	-	-
社 債	193	-	14
その他	-	-	-
合 計	735	53	14

31. その他の金銭の信託 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,946	1,946	0	0	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、76,410百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が71,661百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(1年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生する主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
貸倒引当金及び貸出金償却	417百万円
有形固定資産減価償却超過額	36百万円
減損損失	64百万円
有価証券評価損	221百万円
役員退職慰労引当金	45百万円
睡眠預金戻戻損失引当金	11百万円
偶発損失引当金	11百万円
退職給付引当金	4百万円
その他の有価証券評価差額金	3,354百万円
その他	64百万円
繰延税金資産小計	4,232百万円
評価性引当額	△3,439百万円
繰延税金資産合計	793百万円
繰延税金負債	
その他の有価証券評価差額金	45百万円
繰延税金負債合計	45百万円
繰延税金資産の純額	748百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.37%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は12百万円増加(繰延税金負債は1百万円増加)し、その他の有価証券評価差額金(借方)は9百万円減少し、法人税等調整額(借方)は1百万円減少しております。

34. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

未収収益に含まれる契約資産等の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
 契約資産 一百万円
 顧客との契約から生じた債権 22百万円
 前受収益に含まれる契約負債の金額は、7百万円であります。

損益計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額3,318千円。
子会社との取引による費用総額276,303千円。
- 出資1口当たり当期純利益金額32円47銭。
- 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、707,832千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 当期において以下の資産について減損損失を計上しております。(単位:千円)

所在地	主な用途	種 類	減損損失
北見市内	事務所 1ヵ所 店 舗 1ヵ所	土 地	1,320
		建 物	10,859
		その他	3,243
北見市外	店 舗 2ヵ所	土 地	3,019
		建 物	15,129
		その他	12,297
合 計			45,869

当金庫は、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから、各営業店をグループの最小単位としております。ただし、母店・サテライト店制によるサテライト店は母店と一体とみなしております。また、本部については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから、共用資産としております。なお、遊休資産については独立した単位として取扱っております。時価の下落等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額45,869千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は使用価値及び正味売却価額であります。使用価値は将来キャッシュフローを0.74%で割り引いて算定しております。正味売却価額は、不動産については原則として不動産鑑定評価基準により、重要性の乏しい資産については路線価又は固定資産税評価額に基づき算定しております。また、その他の固定資産については市場価格等を反映した簡便的な方法により算定しております。

主要な業務の状況を示す指標

■業務粗利益

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
資金運用収支	4,932,338	5,127,843
資金運用収益	4,976,691	5,467,305
資金調達費用	44,353	339,461
役務取引等収支	411,350	395,496
役務取引等収益	702,715	707,832
役務取引等費用	291,364	312,336
その他の業務収支	△ 614,170	△ 294,924
その他業務収益	41,223	106,715
その他業務費用	655,394	401,640
業務粗利益	4,729,518	5,228,414
業務粗利益率	0.76%	0.84%

(注) 1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2023年度140千円、2024年度1,159千円)を控除して表示しております。

2.業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
業務純益	948,622	1,326,335
実質業務純益	948,622	1,343,275
コア業務純益	1,531,998	1,576,087
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	1,434,638	1,576,087

(注) 1.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を含みます。

2.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

	2023年度			2024年度		
	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り (%)	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り (%)
資金運用勘定	615,138	4,976,691	0.80	616,329	5,467,305	0.88
うち貸出金	182,394	2,791,534	1.53	194,613	3,082,849	1.58
うち預け金	175,893	256,749	0.14	171,954	403,138	0.23
うち有価証券	254,729	1,876,539	0.73	246,862	1,929,362	0.78
資金調達勘定	577,169	44,353	0.00	577,214	339,461	0.05
うち預金積	578,927	43,629	0.00	579,090	340,044	0.05
うち借入金	131	181	0.13	13	27	0.20

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2023年度434百万円、2024年度395百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2023年度2,000百万円、2024年度1,998百万円)及び利息(2023年度140千円、2024年度1,159千円)を、それぞれ控除して表示しております。

■利鞘

	2023年度	2024年度
資金運用利回	0.80%	0.88%
資金調達原価率	0.66%	0.73%
総資金利鞘	0.14%	0.15%

■受取・支払利息の増減

(単位：百万円)

	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 189	377	188	10	480	490
うち貸出金	50	19	69	191	100	291
うち預け金	△ 20	87	67	△ 6	152	146
うち有価証券	△ 41	92	51	△ 54	106	52
支払利息	△ 2	1	△ 1	0	295	295
うち預金積	0	△ 1	△ 1	0	296	296
うち借入金	0	0	0	0	0	0

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

■利益率

(単位：百万円、%)

	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.16%	0.17%
総資産当期純利益率	0.10%	0.11%
総資産平均残高(除く債務保証見返)	627,324	628,400

$$\text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産当期純利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

資料編

資料編：預金に関する指標・貸出金等に関する指標

預金に関する指標

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
流動性預金	354,328	360,565
うち有利利息預金	295,889	305,195
定期性預金	222,171	215,942
うち固定金利定期預金	207,415	202,626
うち変動金利定期預金	3	18
その他	2,427	2,583
譲渡性預金	-	-
合計	578,927	579,090

(注)1. 流動性預金=当座預金+普通預金(無利息含む)+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. その他=納税準備預金+別段預金

■定期預金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
定期預金	200,682	204,159
うち固定金利定期預金	200,679	204,120
うち変動金利定期預金	3	38
その他	-	-

貸出金等に関する指標

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
割引手形	1,010	882
手形貸付	18,453	21,714
証書貸付	146,390	154,793
当座貸越	16,540	17,223
合計	182,394	194,613

■貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金	190,206	208,174
うち固定金利	106,979	113,322
うち変動金利	83,226	94,852

■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	2,101	1,878
不動産	30,198	34,903
その他	1	-
計	32,301	36,781
信用保証協会・信用保険	54,137	55,412
保証	61,336	63,721
信用	42,430	52,258
合計	190,206	208,174

■債務保証見返の担保別内訳

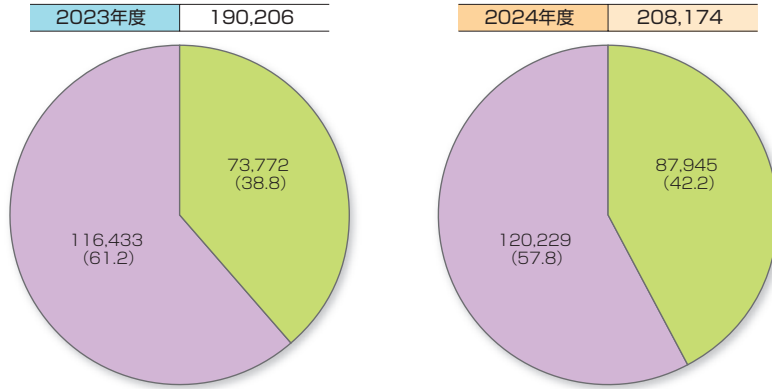
(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	4	4
不動産	16	7
その他	0	0
計	21	12
信用保証協会・信用保険	8	6
信用	577	517
合計	606	536



■貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)



■貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業種区分	2023年度			2024年度		
	貸出先数	貸出金残高	残高構成比	貸出先数	貸出金残高	残高構成比
製造業	249	12,804	6.73	247	11,805	5.67
農業、林業	108	1,982	1.04	110	1,901	0.91
漁業	14	346	0.18	13	221	0.10
鉱業、採石業、砂利採取業	8	417	0.21	8	436	0.20
建設業	865	23,844	12.53	865	23,187	11.13
電気・ガス・熱供給・水道業	26	3,483	1.83	29	3,295	1.58
情報通信業	13	292	0.15	18	253	0.12
運輸業、郵便業	112	5,747	3.02	115	5,598	2.68
卸売業、小売業	629	24,629	12.94	630	26,472	12.71
金融業、保険業	24	9,808	5.15	26	8,172	3.92
不動産業	555	30,681	16.13	606	40,760	19.57
物品賃貸業	20	2,260	1.18	21	2,772	1.33
学術研究、専門・技術サービス業	79	1,513	0.79	86	1,718	0.82
宿泊業	26	2,218	1.16	27	2,366	1.13
飲食業	288	2,960	1.55	298	2,690	1.29
生活関連サービス業、娯楽業	156	4,043	2.12	173	4,316	2.07
教育、学習支援業	20	402	0.21	19	253	0.12
医療、福祉	185	8,676	4.56	192	9,454	4.54
その他のサービス	252	9,118	4.79	267	9,622	4.62
小計	3,629	145,231	76.35	3,750	155,301	74.60
国・地方公共団体等	16	22,179	11.66	18	27,754	13.33
個人	8,922	22,795	11.98	8,802	25,118	12.06
合計	12,567	190,206	100.00	12,570	208,174	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	187	151	-	187	151
	2024年度	151	168	-	151	168
個別貸倒引当金	2023年度	1,556	1,522	26	1,529	1,522
	2024年度	1,522	1,648	3	1,519	1,648
合計	2023年度	1,743	1,673	26	1,717	1,673
	2024年度	1,673	1,816	3	1,670	1,816

■貸出金償却

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
貸出金償却額	29,200	55,463

資料編

資料編：貸出金等に関する指標・有価証券に関する指標

■ 預貸率

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金(A)	190,206	208,174
預金積金(B)	558,786	573,748
預貸率(%)	期末(A/B)	36.28
	期中平均	33.60

■ 運用に係るポートフォリオの概要

(単位：百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	残高	残高構成比	残高	残高構成比
預け金(無利息分を除く)	155,048	26.0	156,323	26.0
有価証券	246,154	41.4	232,386	38.7
貸出金	190,206	32.0	208,174	34.7
その他	2,897	0.4	2,897	0.4
合計	594,306	100.0	599,781	100.0

■ 新規融資への取組み状況

地域経済発展に貢献するために、課題解決型金融の強化によりお客さまの満足度向上を図るとともに、新たな資金需要を生み出し貸出金を増加させていくことが、当金庫の重要課題の一つであると認識しています。これを実現するための具体的施策を年度計画に盛り込み、鋭意実践しています。

こうした貸出金の増加に真摯に取り組んでいくことで、中長期的な預貸率の向上、運用ポートフォリオにおける貸出金割合の上昇を目指しています。

有価証券に関する指標

■ 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

2023年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	-	-	-	-	-	19,320	-	19,320
地方債	9,865	8,620	8,518	8,320	23,226	7,024	-	65,576
社債	18,714	21,084	13,769	6,541	15,466	57,754	3,861	137,192
株式	-	-	-	-	-	-	1,140	1,140
外国証券	999	2,830	1,784	997	2,294	2,112	5,256	16,274
その他の証券	193	878	3,310	2,268	-	-	-	6,650

(単位：百万円)

2024年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	-	-	-	-	-	17,495	-	17,495
地方債	4,339	8,543	8,456	8,224	36,972	4,506	-	71,042
社債	12,400	18,819	10,308	12,333	13,448	50,304	3,829	121,445
株式	-	-	-	-	-	-	426	426
外国証券	832	2,486	1,755	2,160	1,883	1,305	6,095	16,519
その他の証券	314	1,708	2,180	1,253	-	-	-	5,456

■ 有価証券平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
国債	21,726	21,735
地方債	65,537	68,075
社債	137,521	131,450
株式	430	316
外国証券	18,134	17,354
その他の証券	11,378	7,929
合計	254,729	246,862

■ 預証率

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
有価証券(A)	246,154	232,386
預金積金(B)	558,786	573,748
預証率(%)	期末(A/B)	40.50
	期中平均	42.62



有価証券等の取得価額、時価及び評価損益

1 有価証券

① 売買目的有価証券

該当取引はございません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	17,123	17,511	388	4,179	4,205	26
	社 債	640	649	9	260	260	0
	そ の 他	2,049	2,548	499	1,650	2,132	481
	小 計	19,812	20,709	897	6,089	6,598	508
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	30,720	29,968	△ 751	38,694	36,706	△ 1,988
	社 債	—	—	—	460	458	△ 1
	そ の 他	3,124	2,994	△ 130	4,414	4,133	△ 281
	小 計	33,844	32,962	△ 881	43,569	41,297	△ 2,271
合 計	53,657	53,672	15	49,659	47,896	△ 1,762	

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「⑤市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

④ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,006	641	364	292	152	139
	債 券	33,307	33,131	175	2,502	2,495	6
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	11,770	11,718	52	500	500	0
	社 債	21,536	21,413	123	2,002	1,995	6
	そ の 他	2,326	2,298	28	312	300	12
小 計	36,640	36,071	568	3,107	2,948	158	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	140,298	145,080	△ 4,781	163,887	173,698	△ 9,810
	国 債	19,320	21,746	△ 2,426	17,495	21,761	△ 4,265
	地 方 債	5,962	5,988	△ 26	27,668	29,070	△ 1,401
	社 債	115,016	117,344	△ 2,328	118,723	122,866	△ 4,143
	そ の 他	15,419	17,466	△ 2,047	15,593	17,610	△ 2,016
小 計	155,717	162,546	△ 6,828	179,481	191,308	△ 11,826	
合 計	192,358	198,618	△ 6,260	182,588	194,256	△ 11,667	

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

⑤ 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

内 容	貸借対照表計上額	
	2023年度	2024年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	30	30
非 上 場 株 式	103	103
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	2,897	2,897
組 合 出 資 金	5	4
合 計	3,036	3,035

資料編

2 金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

該当取引はございません。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当取引はございません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

2023年度					2024年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
2,000	2,000	0	0	-	1,946	1,946	0	0	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

3 第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)

■ ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

① 通貨関連取引

(単位：百万円)

		2023年度				2024年度			
		契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約	-	-	-	-	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-	896	896	885	△11
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 主として「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)および「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」(会計制度委員会報告第4号)に基づき、振当処理を行っております。
2. 時価の算定 割引現在価値により算定しております。

② 金利関連取引

該当取引はございません。

③ 株式関連取引

該当取引はございません。

④ 債券関連取引

該当取引はございません。

⑤ 商品関連取引

該当取引はございません。

⑥ クレジットデリバティブ取引

該当取引はございません。

役職員の報酬体系

<報酬体系について>

1. 対象役員

(単位：百万円)

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	149

(注)1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」127百万円、「退職慰労金」22百万円となっております。また、当年度中に支払った「賞与」はありません。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況について

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
 なお、当金庫における自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	北見信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,097百万円

●自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	47,045	47,714
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,114	1,097
うち、利益剰余金の額	45,964	46,649
うち、外部流出予定額(△)	33	32
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	151	168
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	151	168
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	47,196	47,882
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	34	45
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	34	45
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	34	45
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))		
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	274,410	300,877
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,261	9,271
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	284,671	310,148
自己資本比率		
自己資本比率((イ)/(ニ))	16.56%	15.42%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に関し、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

資料編

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本額は国内基準の自己資本比率4%を確保するための所要自己資本の額を大きく上回っており、またそのほとんどが利益の積立により構成されていることから、経営の健全性、安全性を十分に保っていると評価しております。また、将来についても業務活動を通じた利益の積上げによる自己資本の一層の充実を図っていきます。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	274,410	10,976	300,877	12,035
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	268,694	10,747	295,775	11,831
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0
地方三公社向け	9	0	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	33,341	1,333	34,144	1,365
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	804	32
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け	128,404	5,136	66,748	2,669
中小企業等向け及び個人向け	23,452	938	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	17,477	699
トランザクター向け	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	751	30	-	-
不動産取得等事業向け	13,638	545	-	-
不動産関連向け	-	-	66,144	2,645
自己居住用不動産等向け	-	-	5,235	209
賃貸用不動産向け	-	-	49,591	1,983
事業用不動産関連向け	-	-	11,317	452
その他不動産関連向け	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	35,142	1,405
三月以上延滞等	127	5	-	-
延滞等向け	-	-	10,194	407
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	219	8
取立未済手形	32	1	34	1
信用保証協会等による保証付	1,559	62	1,797	71
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	775	31	-	-
出資等のエクスポージャー	775	31	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
株式等	-	-	286	11
上記以外	66,601	2,664	63,585	2,543
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	57,054	2,282	54,304	2,172
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,897	115	2,897	115
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,165	46	996	39
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	5,484	219	5,387	215
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
短期STC要件適用分	-	-	-	-
不良債権証券化適用分	-	-	-	-
STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,716	228	5,086	203
ルック・スルー方式	5,716	228	5,086	203
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④未決済取引	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	-	-	15	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	10,261	410	9,271	370
BI	-	-	6,180	-
BIC	-	-	741	-
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	284,671	11,386	310,148	12,405

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。
 6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。
 8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の母の額)×4%

●信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員等の理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、信用格付制度に基づく厳格な自己査定を実施しております。また、与信金額や予想デフォルト率等のデータを整備し、信用リスク計量化システムによる信用リスク計測の高度化を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、営業店及び審査部で自己査定を行い、監査部門の監査を受けたうえで、理事會に報告する態勢となっております。

貸倒引当金は、「資産自己査定規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるな

ど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用するカントリー・リスク・スコア及び適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に際し、カントリー・リスク・スコア又は適格格付機関が付与する格付を選択使用できる場合には、カントリー・リスク・スコアを使用いたします。また、エクスポージャーの種類ごとの使い分けは行っておりません。使用するカントリー・リスク・スコア及び適格格付機関については、以下のとおりです。

- ①カントリー・リスク・スコア
経済協力開発機構 (OECD)
- ②適格格付機関

- 国内向けエクスポージャーについては、格付投資情報センター、日本格付研究所。ただし、前記適格格付機関の格付がない場合のみスタンダードアンドプアーズ、ムーディーズを使用いたします。
- 国外向けエクスポージャーについては、スタンダードアンドプアーズ、ムーディーズを使用いたします。

●信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

Ⅰ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国 内		603,860	616,309	207,317	225,773	227,086	220,163	-	51	182	9,865
国 外		11,111	11,519	-	-	11,111	11,519	-	-	-	-
地 域 別 合 計		614,972	627,829	207,317	225,773	238,198	231,683	-	51	182	9,865
製 造 業		54,669	49,943	12,891	14,058	41,457	35,743	-	-	13	347
農 業、林 業		2,301	2,438	2,299	2,438	-	-	-	-	-	236
漁 業		458	398	458	398	-	-	-	-	-	8
鉱業、採石業、砂利採取業		422	546	422	546	-	-	-	-	-	-
建 設 業		29,344	33,265	25,027	30,249	4,316	3,016	-	-	7	588
電気・ガス・熱供給・水道業		22,341	21,863	3,496	3,322	18,845	18,541	-	-	-	-
情 報 通 信 業		3,211	4,968	292	361	2,810	4,598	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業		11,290	11,818	5,789	6,194	5,501	5,624	-	-	-	46
卸 売 業、小 売 業		37,859	40,868	24,900	30,275	12,811	10,577	-	-	26	3,060
金 融 業、保 険 業		211,676	210,272	9,826	8,869	43,086	41,164	-	51	-	-
不 動 産 業		47,642	55,405	31,450	42,155	16,180	13,206	-	-	27	2,147
物 品 賃 貸 業		2,272	2,789	2,272	2,789	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		1,631	2,049	1,631	2,049	-	-	-	-	-	1
宿 泊 業		2,243	2,389	2,238	2,384	-	-	-	-	-	933
飲 食 業		3,849	3,584	3,348	3,082	500	501	-	-	7	309
生活関連サービス業、娯楽業		4,480	5,250	4,480	4,946	-	303	-	-	30	758
教 育、学 習 支 援 業		413	409	413	409	-	-	-	-	-	1
医 療、福 祉		8,867	9,958	8,867	9,958	-	-	-	-	57	799
そ の 他 の サ ー ビ ス		13,413	14,132	9,380	10,169	3,970	3,899	-	-	6	100
国・地方公共団体等		111,026	122,362	22,219	27,766	88,718	94,507	-	-	-	-
個 人		19,229	22,148	19,229	22,148	-	-	-	-	5	522
そ の 他		26,325	10,966	16,381	1,199	-	-	-	-	-	1
業 種 別 合 計		614,972	627,829	207,317	225,773	238,198	231,683	-	51	182	9,865
1 年 以 下		98,496	135,248	18,813	62,810	25,292	13,362	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下		127,099	130,937	5,916	17,235	24,183	22,650	-	51	-	-
3 年 超 5 年 以 下		34,159	40,466	18,082	27,214	15,877	12,651	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下		19,908	46,392	10,027	26,068	9,881	20,324	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下		93,815	86,761	47,897	25,889	45,917	60,871	-	-	-	-
10 年 超		202,794	163,590	89,763	65,783	113,031	97,806	-	-	-	-
期間の定めのないもの		38,697	24,432	16,816	772	4,014	4,015	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計		614,972	627,829	207,317	225,773	238,198	231,683	-	51	182	9,865

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には投資信託、現金、固定資産等が含まれます。

5. CVARリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

8ページ「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

資料編

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位: 百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	目的使用	2023年度	2024年度	その他	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製造業	18	16	16	15	-	0	18	16	16	15	-	0
農業、林業	1	0	0	1	-	-	1	0	0	1	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	167	155	155	174	0	0	167	155	155	174	2	7
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	3	6	6	0	2	-	1	6	6	0	17	-
卸売業、小売業	729	713	713	573	0	-	729	713	713	573	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	5	3	3	1	-	-	5	3	3	1	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	598	575	575	575	-	-	598	575	575	575	4	-
飲食業	4	4	4	3	-	-	4	4	4	3	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	22	21	21	21	1	0	21	20	21	21	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	1	16	16	278	-	0	1	16	16	278	4	7
その他のサービス	2	6	6	0	-	-	2	6	6	0	-	0
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	1	0	0	2	-	-	1	0	0	2	-	38
合計	1,556	1,522	1,522	1,648	3	2	1,552	1,520	1,522	1,648	29	55

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
	2024年度					
現金	4,090	-	4,090	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	25,033	-	25,033	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	100,402	-	100,102	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	44	-	44	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	127	-	127	-	0	0
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	165,263	-	165,263	-	34,144	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,020	-	3,020	-	804	27
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	112,105	20,969	106,743	8,442	66,748	58
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	21,563	21,928	18,660	8,774	17,477	64
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	74,515	-	73,928	-	66,144	89
自己居住用不動産等向け	19,494	-	19,439	-	5,235	27
賃貸用不動産向け	47,000	-	46,601	-	49,591	106
事業用不動産関連向け	8,020	-	7,887	-	11,317	143
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	35,142	-	35,142	-	35,142	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	7,614	90	7,368	54	10,194	137
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	540	-	539	-	219	41
取立未済手形	170	-	170	-	34	20
信用保証協会等による保証付	31,353	4	30,796	1	1,797	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付株	-	-	-	-	-	-
株式	286	-	286	-	286	100
合計					232,190	

(注)1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

資料編：単体
バーゼルIII第3の柱(市場規律)に基づく開示

自己資本の充実の状況について

ホ.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2024年度															
現金	4,090	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	25,033	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	100,102	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	124	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	24	—	155,369	—	9,266	—	—	—	102	—	—	500	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,018	—	2,001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	14	—	29,446	1,001	419	—	—	—	—	353	—	34,600	500	486	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	6,406	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	16,520	95	1,818	—	893	—	147	23	2,632	70	30	2,798	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	16,518	95	185	—	—	—	147	—	—	70	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	0	—	1,633	—	893	—	—	23	2,632	—	30	2,798	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	103	—	—	—	—	—	—	—	—	744	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	14,121	15,956	—	—	721	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	143,557	15,959	208,418	1,097	12,224	—	893	—	250	376	2,632	35,915	531	3,285	—	—

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,090
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,033
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100,102
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	127
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	165,263
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,020
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	5,708	—	29,608	—	12,441	603	—	—	—	—	—	—	—	—	115,186
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	19,329	—	—	—	1,698	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27,435
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	1,369	5,669	—	—	66	72	19,176	788	—	21,754	—	—	—	—	—	73,928
自己居住用不動産等向け	1,174	1,248	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,439
賃貸用不動産向け	—	4,421	—	—	72	—	19,176	—	—	14,918	—	—	—	—	—	46,601
事業用不動産関連向け	194	—	—	—	66	—	—	788	—	6,835	—	—	—	—	—	7,887
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35,142	—	—	—	35,142
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	121	—	—	—	6,453	—	—	—	—	—	7,423
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	138	—	—	—	—	—	—	—	—	—	539
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	170
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,798
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	286	—	—	286
合計	1,369	30,708	—	29,608	66	72	14,400	19,779	788	—	—	63,350	286	—	—	585,574

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

資料編

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	2,494	140,792
10%	-	14,819
20%	42,531	171,216
35%	-	775
50%	65,235	1,851
75%	-	30,460
100%	25,187	96,227
150%	-	90
250%	-	23,287
1,250%	-	-
その他	-	-
合計	614,972	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	2024年度		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前			
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	381,421	4,379	40	382,151
40%～70%	44,377	-	-	44,361
75%	26,276	17,333	41	30,708
80%	-	-	-	-
85%	27,189	18,345	41	29,608
90%～100%	14,110	2,879	41	14,540
105%～130%	20,568	-	-	20,567
150%	64,025	55	88	63,350
250%	286	-	-	286
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	578,256	42,993	41	585,574

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実施する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクの適切な管理を行うことを目的に、派生商品取引を取り扱っております。具体的な派生商品は、為替先物予約取引等があります。派生商品取引には、市場リスクと信用リスクが内包されております。市場リスクとは、市場の変動により損失を受けるリスクです。一方、信用リスクとは、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受けるリスクです。市場リスクへの対応としては、

派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。信用リスクへの対応としては、総与信取引における与信判断により管理を行っております。

また、長期決済期間取引については、該当ありません。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	-	6

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
	① 派生商品取引合計	-	51	-
(i) 外国為替関連取引	-	51	-	51
(ii) 金利関連取引	-	-	-	-
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
② 長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	-	51	-	51

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。



●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するため、取引先によっては、不動産等の担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な適格担保には、自金庫預金・積金があり、担保に関する手続については、「事務取扱要領」や「担保評価要領」等に基づき、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ「地方公共団体保証」のほか、適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「一般社団法人しんきん保証基金」付保証等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,061	1,441	26,769	24,603	—	—

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、「金庫業務の過程、従業員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」をいい、当金庫では、①事務リスク、②システム・リスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスク、の6種型に分類しリスク管理を推進しております。

これらのオペレーショナル・リスクの管理を行うに際して、当金庫では基本的な事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理方針」を定め、重要なリスクの認識・評価・コントロール・モニタリングのための効果的な体制を整備すること、リスクの顕在化に備え定期的な管理状況の報告態勢・緊急時態勢を整備することなどを基本原則として、金庫のオペレーショナル・リスク管理の高度化に向けた取組みを推進しております。

当金庫では、オペレーショナル・リスク管理全般を統括する部署として事務部が担当し、あらゆる業務においてオペレーショナル・リスクが発生する可能性があることを理解するとともに、オペレーショナル・リスクを軽減することの重要性を認識し、業務全般にわたる管理体制や各種規程の整備を行っております。

組織面では、経営陣による関与を強化するとともに統括部署である事務部が各業務所管部及び営業店のリスク管理状況を定

期的に管理・監督することにより、リスク管理の実効性と内部けん制の確保に努めております。

また、リスク管理状況については、経営陣への迅速かつ網羅的な報告及びリスク顕在化の要因分析による再発防止に向けた取組みを推進しております。

(2) BIの算出方法

BIは、金利要素（ILDC、預金業務等の規模）、役務要素（SC、役務取引等の規模）、金融商品要素（FC、金融商品取引の規模）の3つを合計して算出しております。

(3) ILMの算出方法

ILMの値には1を用いております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

●CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法

当金庫は簡便法によりCVAリスクを算出しております。

(2) CVAリスクの特性及びCVAIに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクとは、デリバティブ取引において、取引相手方の信用力変化や市場変動により、取引の評価額が変動するリスクのことです。

派生商品取引は、取引先の信用力や取引状況を勘案したうえで、総与信取引における与信判断により管理を行っております。

資料編

資料編…単体
パーゼルⅢ第3の柱(市場規律)に基づく開示
自己資本の充実の状況について

● 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資の非上場株式、株式関連投資信託、投資事業組合への出資金等が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び予想最大損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するなど適切なリスク管理に努めております。

子会社・関連会社株式、政策投資の非上場株式、投資事業組合への出資金等に関しては、当金庫が定める「有価証券等運用基準」及び「資産自己査定規程」などに基いた適正な運用・管理を

行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況を適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

● 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,006	1,006	292	292
非 上 場 株 式 等	3,031	—	3,031	—

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売 却 益	—	53
売 却 損	—	0
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	364	139

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	—	—

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	14,551	13,303
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—



●金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは金利の変動に伴い、資産(貸出、有価証券など)・負債(預金など)の価値が変動し損失を被るリスク、収益が変動し損失を被るリスクのことです。

当金庫では常勤理事及び部長によって構成される「金利調整委員会」を設置しており、金利リスク量の算出や期間収益シミュレーションによる収益の影響度を月次で分析評価し、リスクコントロールを協議検討しております。

また、「金利調整委員会」の下部組織として「ALM小委員会」を設置し、リスク管理手法の向上に努めております。

(2)金利リスクの算定手法の概要

①ΔEVE及びΔNIIについて

- (a)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.250年です。
- (b)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.917年です。
- (c)流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融

庁が定める保守的な前提を採用しております。

- (d)固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

- (e)複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

- (f)スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

- (g)内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

②その他の金利リスク計測について

銀行勘定の金利リスクについては、上記に加え、過去の一定期間における金利変動幅を基に、VaR、BPV等の手法を用いて計測しております。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		前期末(2023年度)	当期末(2024年度)	前期末(2023年度)	当期末(2024年度)
1	上方パラレルシフト	16,621	15,608	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	287	436
3	ス テ ィ ー プ 化	10,985	10,132		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	16,621	15,608	287	436
		ホ		ヘ	
		前期末(2023年度)		当期末(2024年度)	
8	自 己 資 本 の 額	47,162		47,837	

資料編：単体
バーゼルⅢ第3の柱(市場規律)に基づく開示
自己資本の充実の状況について

資料編(連結)

資料編…連結

2024年度連結事業概況

主要勘定の増減については、子会社の資産・売上等の規模は、当金庫に比べて極めて小さいため、ほとんどの計数は当金庫の計数動向と一致しております。

従いまして、連結の事業概況等につきましても単体での事業概況のほか、各種開示計数と同様の概況・経緯であります。

連結財務諸表 北見信用金庫と子会社北信ビジネス株式会社及び北信サポート株式会社との連結会計報告です。

■連結貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	2023年度	2024年度
現金及び預け金	159,378	160,801
買入手形及びコールローン	-	-
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	-	-
金銭の信託	2,000	1,946
商品有価証券	-	-
有価証券	246,124	232,356
貸出金	190,206	208,174
外国為替	-	-
その他資産	3,964	4,113
有形固定資産	5,427	5,232
建物	3,487	3,324
土地	1,483	1,470
建設仮勘定	-	8
その他の有形固定資産	456	428
無形固定資産	47	62
ソフトウェア	33	48
その他の無形固定資産	13	13
退職給付に係る資産	-	-
繰延税金資産	599	748
再評価に係る繰延税金資産	-	-
債務保証見返	606	536
貸倒引当金	△1,673	△1,816
資産の部合計	606,680	612,155
負債の部	2023年度	2024年度
預金積金	558,735	573,701
譲渡性預金	-	-
借入金	5,000	-
売渡手形及びコールマネー	-	-
売現先勘定	-	-
債券貸借取引受入担保金	-	-
コマース・ペーパー	-	-
外国為替	-	-
その他負債	1,040	1,199
賞与引当金	-	-
役員賞与引当金	-	-
退職給付に係る負債	66	14
役員退職慰労引当金	138	162
睡眠預金払戻損失引当金	46	42
偶発損失引当金	71	42
繰延税金負債	-	-
再評価に係る繰延税金負債	-	-
債務保証	606	536
負債の部合計	565,706	575,698
純資産の部	2023年度	2024年度
出資金	1,114	1,097
優先出資申込証拠金	-	-
資本剰余金	-	-
利益剰余金	45,973	46,659
処分未済持分	-	-
自己優先出資	-	-
自己優先出資申込証拠金	-	-
会員勘定合計	47,087	47,757
その他有価証券評価差額金	△6,114	△11,300
繰延ヘッジ損益	-	-
土地再評価差額金	-	-
為替換算調整勘定	-	-
評価・換算差額等合計	△6,114	△11,300
新株予約権	-	-
非支配株主持分	-	-
純資産の部合計	40,973	36,456
負債及び純資産の部合計	606,680	612,155

■連結損益計算書

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
経常収益	5,908,987	6,400,404
資金運用収益	4,976,691	5,467,305
貸出金利息	2,791,534	3,082,849
預け金利息	256,749	403,138
有価証券利息配当金	1,876,539	1,929,362
その他の受入利息	51,867	51,955
役員取引等収益	701,515	706,632
その他業務収益	39,360	104,717
その他経常収益	191,420	121,748
貸倒引当金戻入	43,548	-
償却債権取立	20,225	38,310
その他の経常収益	127,645	83,437
経常費用	4,901,008	5,283,715
資金調達費用	44,492	340,599
預金利息	43,041	338,852
給付補填備金繰入	588	1,170
借入金利息	181	27
その他の支払利息	681	549
役員取引等費用	291,364	312,336
その他業務費用	655,394	401,640
経常費用	3,800,860	3,904,509
その他経常費用	108,896	324,629
貸倒引当金繰入	-	146,612
その他の経常費用	108,896	178,016
経常利益	1,007,978	1,116,688
特別利益	1,260	126,378
固定資産処分益	1,260	6,618
その他の特別利益	-	119,760
特別損失	35,465	203,845
固定資産処分損失	10,651	157,975
減損損失	24,813	45,869
税金等調整前当期純利益	973,773	1,039,221
法人税、住民税及び事業税	293,253	247,720
法人税等調整額	6,998	71,804
法人税等合計	300,252	319,524
当期純利益	673,521	719,697
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	673,521	719,697

■連結剰余金計算書

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
資本剰余金の部		
資本剰余金期首残高	-	-
資本剰余金増加高	-	-
資本剰余金減少高	-	-
資本剰余金期末残高	-	-
利益剰余金の部		
利益剰余金期首残高	45,333,888	45,973,341
利益剰余金増加高	673,521	719,697
親会社株主に帰属する当期純利益	673,521	719,697
利益剰余金減少高	34,067	33,437
配当金	34,067	33,437
利益剰余金期末残高	45,973,341	46,659,601

2024年度における連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書(以下、「連結財務諸表」という。)の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2025年6月16日

北見信用金庫

理事長 片山隆文

連結財務諸表の作成方針

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結される子会社及び子法人等 2社
北信ビジネス株式会社
北信サポート株式会社
 - ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - ② 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
 - ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - ④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 北信ビジネス株式会社
3月末日 北信サポート株式会社
 - ② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
- (4) のれんの償却に関する事項
該当ありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの純資産額1,660円43銭
3. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2参照)。また、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替(資産・負債)、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びにコマースハルペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預け金(*1)	160,801	159,939	△861
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	49,659	47,896	△1,762
その他有価証券	182,588	182,588	—
(3)貸出金(*1)	208,174		
貸倒引当金(*2)	△1,816		
	206,357	206,624	266
金融資産計	599,407	597,049	△2,357
(1)預金積金(*1)	573,701	572,290	△1,410
金融負債計	573,701	572,290	△1,410

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、対応する残存年数の国債利回りを用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値を求め、貸倒引当金相当額を控除して算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、5ページの29.から30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは「貸出金計上額」

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(スワップレート)を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	103
信金中央金庫出資金	2,897
組合出資金(*2)	4
合 計	3,005

(*1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	58,500	81,600	10,000	—
有価証券				
満期保有目的の債券	5,302	18,589	19,058	5,811
その他有価証券のうち満期があるもの	12,270	31,780	55,964	67,799
貸出金(*)	49,653	73,262	34,612	31,155
合 計	125,726	205,232	119,634	104,766

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	164,253	52,667	—	58,000
合 計	164,253	52,667	—	58,000

(*) 預金積金のうち、期間の定めがないもの(要求払預金)は含めておりません。

4. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の前平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌連結会計年度から損益処理

「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(2024年3月31日現在)

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額 と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2024年3月31日現在)

0.3708%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金53百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

5. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,295百万円
年金資産(時価)	1,683百万円
未積立退職給付債務	388百万円
会計基準変更時差異の未処理額	—百万円
未認識数理計算上の差異	△402百万円
未認識過去勤務債務(債務の減額)	—百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△14百万円
退職給付に係る資産	—百万円
退職給付に係る負債	△14百万円

※その他の注記項目で連結と単体が同じ内容のものは記載を省略しています。

資料編(連結)

資料編…連結

連結損益計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額32円50銭。
- 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、706,632千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 当期において以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:千円)

所在地	主な用途	種類	減損損失
北見市内事務所	1カ所	土地	1,320
		建物	10,859
		その他	3,243
北見市外店舗	2カ所	土地	3,019
		建物	15,129
		その他	12,297
合計			45,869

当金庫は、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから、各営業店をグループの最小単位としております。ただし、母店・サテライト店制によるサテライト店は母店と一体とみなしてあります。また、本部については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてあります。なお、遊休資産については独立した単位として取扱っております。時価の下落等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額45,869千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は使用価値及び正味売却価額であります。使用価値は将来キャッシュ・フローを0.74%で割り引いて算定しております。正味売却価額は、不動産については原則として不動産鑑定評価基準により、重要性の乏しい資産については路線価又は固定資産税評価額に基づき算定しております。また、その他の固定資産については市場価格等を反映した簡便的な方法により算定しております。

※その他の注記項目で連結と単体が同じ内容のものは記載を省略しています。

連結剰余金計算書に関する注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結信用金庫法開示債権

連結対象の子会社には貸出債権がありませんので、単体と同じ内容となります。

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
連結経常収益	6,212	5,733	5,805	5,908	6,400
連結経常利益	834	1,443	891	1,007	1,116
親会社株主に帰属する当期純利益	767	1,048	638	673	719
連結純資産額	44,846	43,990	40,409	40,973	36,456
連結総資産額	653,022	672,157	610,207	606,680	612,155
連結自己資本比率(%)	19.14	17.20	16.90	16.57	15.42

役職員の報酬体系について(連結)

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	149

(注)1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」127百万円、「退職慰労金」22百万円となっております。また、当年度中に支払った「賞与」はありません。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者を行います。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、2024年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け者はいませんでした。



自己資本の充実の状況について(連結)

● 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円、%)

項目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	47,054	47,724
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,114	1,097
うち、利益剰余金の額	45,973	46,659
うち、外部流出予定額(△)	33	32
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	151	168
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	151	168
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	47,205	47,892
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	34	45
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	34	45
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	34	45
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	47,171	47,847
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	274,380	300,847
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケットリスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,162	9,269
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	284,542	310,116
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.57%	15.42%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

● その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

資料編(連結)

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	274,380	10,975	300,847	12,033
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	268,664	10,746	295,745	11,829
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0
地方三公社向け	9	0	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	33,341	1,333	34,144	1,365
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	804	32
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け	128,404	5,136	66,748	2,669
中小企業等向け及び個人向け	23,452	938	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	17,477	699
トランザクター向け	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	751	30	-	-
不動産取得等事業向け	13,638	545	-	-
不動産関連向け	-	-	66,144	2,645
自己居住用不動産等向け	-	-	5,235	209
賃貸用不動産向け	-	-	49,591	1,983
事業用不動産関連向け	-	-	11,317	452
その他不動産関連向け	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	35,142	1,405
三月以上延滞等	127	5	-	-
延滞等向け	-	-	10,194	407
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	219	8
取立未済手形	32	1	34	1
信用保証協会等による保証付	1,559	62	1,797	71
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	745	29	-	-
出資等のエクスポージャー	745	29	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
株式等	-	-	256	10
上記以外	66,601	2,664	63,585	2,543
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	57,054	2,282	54,304	2,172
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,897	115	2,897	115
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,165	46	996	39
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	5,484	219	5,387	215
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
短期STC要件適用分	-	-	-	-
不良債権証券化適用分	-	-	-	-
STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,716	228	5,086	203
ルック・スルー方式	5,716	228	5,086	203
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④未決済取引	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	-	-	15	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	10,162	406	9,269	370
BI	-	-	6,179	-
BIC	-	-	741	-
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	284,542	11,381	310,116	12,404

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
 2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 5.当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。
 6.当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 7.当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。
 8.連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%



● 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
 イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 ■ 地域別・業種別・残存期間別 (単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポ ージャー	延滞 エクスポ ージャー
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国	内	603,830	616,279	207,317	225,773	227,086	220,163	-	51	182	9,865
国	外	11,111	11,519	-	-	11,111	11,519	-	-	-	-
地 域 別 合 計		614,942	627,799	207,317	225,773	238,198	231,683	-	51	182	9,865
製 造 業		54,669	49,943	12,891	14,058	41,457	35,743	-	-	13	347
農 業、林 業		2,301	2,438	2,299	2,438	-	-	-	-	-	236
漁 業		458	398	458	398	-	-	-	-	-	8
鉱業、採石業、砂利採取業		422	546	422	546	-	-	-	-	-	-
建 設 業		29,344	33,265	25,027	30,249	4,316	3,016	-	-	7	588
電気・ガス・熱供給・水道業		22,341	21,863	3,496	3,322	18,845	18,541	-	-	-	-
情 報 通 信 業		3,211	4,968	292	361	2,810	4,598	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業		11,290	11,818	5,789	6,194	5,501	5,624	-	-	-	46
卸 売 業、小 売 業		37,859	40,868	24,900	30,275	12,811	10,577	-	-	26	3,060
金 融 業、保 険 業		211,676	210,272	9,826	8,869	43,086	41,164	-	51	-	-
不 動 産 業		47,642	55,405	31,450	42,155	16,180	13,206	-	-	27	2,147
物 品 賃 貸 業		2,272	2,789	2,272	2,789	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		1,631	2,049	1,631	2,049	-	-	-	-	-	1
宿 泊 業		2,243	2,389	2,238	2,384	-	-	-	-	-	933
飲 食 業		3,849	3,584	3,348	3,082	500	501	-	-	7	309
生活関連サービス業、娯楽業		4,480	5,250	4,480	4,946	-	303	-	-	30	758
教 育、学 習 支 援 業		413	409	413	409	-	-	-	-	-	1
医 療、福 祉		8,867	9,958	8,867	9,958	-	-	-	-	57	799
そ の 他 の サ ー ビ ス		13,383	14,102	9,380	10,169	3,970	3,899	-	-	6	100
国・地方公共団体等		111,026	122,362	22,219	27,766	88,718	94,507	-	-	-	-
個 人		19,229	22,148	19,229	22,148	-	-	-	-	5	522
そ の 他		26,325	10,966	16,381	1,199	-	-	-	-	-	1
業 種 別 合 計		614,942	627,799	207,317	225,773	238,198	231,683	-	51	182	9,865
1 年 以 下		98,496	135,248	18,813	62,810	25,292	13,362	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下		127,099	130,937	5,916	17,235	24,183	22,650	-	51	-	-
3 年 超 5 年 以 下		34,159	40,466	18,082	27,214	15,877	12,651	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下		19,908	46,392	10,027	26,068	9,881	20,324	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下		93,815	86,761	47,897	25,889	45,917	60,871	-	-	-	-
10 年 超		202,794	163,590	89,763	65,783	113,031	97,806	-	-	-	-
期間の定めのないもの		38,667	24,403	16,816	772	4,014	4,015	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計		614,942	627,799	207,317	225,773	238,198	231,683	-	51	-	-

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には投資信託、現金、固定資産等が含まれます。
 5. CVARリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□ . 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

資料編(連結)

資料編…連結

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ニ.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
2024年度						
現金	4,090	-	4,090	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	25,033	-	25,033	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	100,402	-	100,102	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	44	-	44	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	127	-	127	-	0	0
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	165,263	-	165,263	-	34,144	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,020	-	3,020	-	804	27
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	112,105	20,969	106,743	8,442	66,748	58
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	21,563	21,928	18,660	8,774	17,477	64
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	74,515	-	73,928	-	66,144	89
自己居住用不動産等向け	19,494	-	19,439	-	5,235	27
賃貸用不動産向け	47,000	-	46,601	-	49,591	106
事業用不動産関連向け	8,020	-	7,887	-	11,317	143
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	35,142	-	35,142	-	35,142	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	7,614	90	7,368	54	10,194	137
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	540	-	539	-	219	41
取立未済手形	170	-	170	-	34	20
信用保証協会等による保証付	31,353	4	30,796	1	1,797	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	256	-	256	-	256	100
合計					232,160	

(注)1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。



ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
2024年度																
現金	4,090	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	25,033	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	100,102	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	124	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	24	—	—	155,369	—	9,266	—	—	—	102	—	—	500	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,018	—	2,001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	14	—	—	29,446	1,001	419	—	—	—	—	353	—	34,600	500	486	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	6,406	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	16,520	95	1,818	—	893	—	147	23	2,632	70	30	2,798	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	16,518	95	185	—	—	—	147	—	—	70	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	0	—	1,633	—	893	—	—	23	2,632	—	30	2,798	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	103	—	—	—	—	—	—	—	—	744	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	14,121	15,956	—	—	—	721	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	143,557	15,959	—	208,418	1,097	12,224	—	893	—	250	376	2,632	35,915	531	3,285	—

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)													合計		
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%		400%	その他
2024年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,090
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,033
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100,102
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	127
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	165,263
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,020
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	5,708	—	29,608	—	—	12,441	603	—	—	—	—	—	—	—	115,186
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	19,329	—	—	—	—	1,698	—	—	—	—	—	—	—	—	27,435
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	1,369	5,669	—	—	66	72	—	19,176	788	—	—	21,754	—	—	—	73,928
自己居住用不動産等向け	1,174	1,248	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,439
賃貸用不動産向け	—	4,421	—	—	—	72	—	19,176	—	—	—	14,918	—	—	—	46,601
事業用不動産関連向け	194	—	—	—	66	—	—	—	788	—	—	6,835	—	—	—	7,887
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35,142	—	—	—	35,142
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	121	—	—	—	—	6,453	—	—	—	7,423
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	138	—	—	—	—	—	—	—	—	539
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	170
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,798
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	256
合計	1,369	30,708	—	29,608	66	72	14,400	19,779	788	—	—	63,350	256	—	—	585,544

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

資料編(連結)

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	2,494	140,792
10%	-	14,819
20%	42,531	171,216
35%	-	775
50%	65,235	1,851
75%	-	30,460
100%	25,187	96,197
150%	-	90
250%	-	23,287
1,250%	-	-
その他	-	-
合計	614,942	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

● 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

● 金利リスクに関する事項

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

(単位: 百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	2024年度		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前			
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	381,421	4,379	40	382,151
40%~70%	44,377	-	-	44,361
75%	26,276	17,333	41	30,708
80%	-	-	-	-
85%	27,189	18,345	41	29,608
90%~100%	14,110	2,879	41	14,540
105%~130%	20,568	-	-	20,567
150%	64,025	55	88	63,350
250%	256	-	-	256
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	578,226	42,993	41	585,544

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 2. [CCFの加重平均値(%)]とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実算する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

● 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区分	2023年度		2024年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,006	1,006	292	292
非上場株式等	3,001	-	3,001	-

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

連結における自己資本の充実の状況の定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項

- 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
相違点はありません。
- 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結子会社: 2社
連結子会社の名称: 北信ビジネス株式会社、北信サポート株式会社
主要な業務の内容: 北見信用金庫の委託を受けて行う業務
- 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連

法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。

- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要
該当ありません。



以下の事項は連結と単体は同一ですので、単体の内容となります。

- 自己資本調達手段の概要
- 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- CVAリスクに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 金利リスクに関する事項

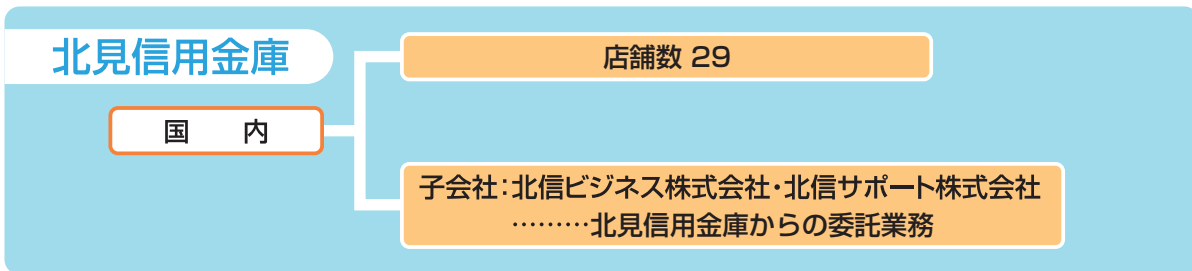
事業の種類別セグメント情報

連結子会社が行う事業は、全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

北見信用金庫グループの主要な事業の概要

北見信用金庫グループは、当金庫、子会社2社で構成され、信用金庫業務を中心に金融サービスを提供しております。

事業系統図



子会社

北信ビジネス株式会社

- 所在地／北見市大通東1丁目2番地1
北見信用金庫本店内 ☎0157-25-1745
 - 資本金／10,000,000円
 - 当金庫議決権比率／100%
 - 設立年月日／1986年3月19日
 - 代表取締役／尾井 聡
 - 主な業務内容／北見信用金庫の委託を受けて行う次の業務
1. 事務処理業務
 - (1) 現金等の整理・精査・集金・搬送
 - (2) 文書等の発送・集配・整理・保管
 - (3) 文書の作成・印刷・製本
 - (4) 物品の調達・管理
 - (5) 現金自動預金支払機の保守・管理
 - (6) 貸金にかかわる物的担保の調査・管理
 2. 不動産の保守管理業務
 - (1) 店舗の清掃・保守・管理
 - (2) 駐車場の運営・管理
 - (3) その他の不動産・不動産の保守・管理
 3. 職員の福利厚生業務
 - 物資の購入・販売・斡旋
 4. 事務要員の派遣
 5. その他前各号に付帯関連する一切の業務

北信サポート株式会社

- 所在地／北見市大通東1丁目2番地1
北見信用金庫本店内 ☎0157-25-1741
 - 資本金／10,000,000円
 - 当金庫議決権比率／100%
 - 設立年月日／2012年3月23日
 - 代表取締役／尾井 聡
 - 主な業務内容／北見信用金庫の委託を受けて行う次の業務
1. 事務処理業務
 - (1) 現金等の整理・精査・集金および搬送
 - (2) 文書等の発送・集配・整理および保管
 - (3) 文書の作成・印刷および製本
 - (4) 物品の調達および管理
 - (5) 現金自動預金支払機の保守および管理
 - (6) 事務用品および帳票等の管理
 - (7) 伝票、元帳の保管および営業用頒布品等の管理
 - (8) 預金、貸金、関連業務の端末オペレーションおよび計算業務
 - (9) 貸金にかかわる物的担保の調査および管理
 2. 広告又は宣伝等にかかる業務
 3. 役員に対する教育又は研修にかかる業務
 4. 消費者ローンの相談および取次ぎ業務
 5. 不動産、不動産の保守管理業務
 - (1) 店舗の清掃、保守および管理
 - (2) 駐車場の運営および管理
 - (3) その他の不動産、不動産の保守および管理
 6. 職員の福利厚生業務
 - 物資の購入、販売および斡旋
 7. 事務要員の派遣
 8. その他前各号に付帯関連する一切の業務

沿革・歩み・当金庫の主な事業の内容

沿革・歩み・当金庫の主な事業の内容

沿革・歩み

1930 (昭和 5)年 11月	野付牛信用組合設立 初代組合長 荻丹栄 就任	5月	オンラインシステムを自営方式から北海道信金共同事務センターに移行、運用開始	基盤整備機構北海道支部と「業務連携・協力に関する覚書」を締結
1931 (昭和 6)年 1月	組合長 伊谷半次郎 就任	2000 (平成12)年 10月	郵便貯金とのATM相互接続開始	6月 理事長 太布康洋 就任
1942 (昭和17)年 6月	市制施行により北見信用組合に改組	12月	しんきんゼロネットサービスの取扱い開始	11月 「小さな親切」運動賞受賞
1946 (昭和21)年 5月	組合長 青木茂重郎 就任	2001 (平成13)年 6月	保険募集業務開始	2012 (平成24)年 8月 北見市民会館へ搬転を寄贈
1950 (昭和25)年 8月	訓子府支店 開設	6月	理事長 池田彰 就任	12月 認定経営革新等支援機関の認定取得
9月	留辺蘂支店 開設	2002 (平成14)年 4月	投資信託取扱業務開始	2013 (平成25)年 2月 でんさいネット業務取扱開始
1951 (昭和26)年 10月	津別支店 開設	2003 (平成15)年 6月	個人向け国債の窓口販売開始	2014 (平成26)年 3月 地域密着型金融に関する取組みへの顕彰受賞
10月	信用金庫法の制定により北見信用金庫に改組	2004 (平成16)年 1月	マルチペイメントネットワークシステム稼働開始	5月 紋別支店 新築移転オープン
11月	置戸支店 開設	2005 (平成17)年 1月	インターネットバンキング開始	7月 日本政策金融公庫と提携し、「きたしん農業者支援ローン」取扱開始
1953 (昭和28)年 12月	温根湯支店 開設	12月	本店休日営業開始	9月 北見地区消防組合へ高規格救急自動車を寄付
1962 (昭和37)年 1月	理事長 滝野啓次郎 就任	2006 (平成18)年 10月	国立大学法人北見工業大学との包括連携協定締結	12月 日本政策金融公庫と創業支援等に関する新たな「業務提携・協力に関する覚書」を締結
1963 (昭和38)年 5月	理事長 松浦国美 就任	11月	本店店舗を大通東1丁目2番地1に新築落成	2015 (平成27)年 3月 北洋銀行と債権流動化に関する業務提携契約締結
1964 (昭和39)年 11月	相内支店 開設	11月	生体認証付全自動貸金庫導入	2016 (平成28)年 3月 東京農業大学生物産業学部との包括連携協定締結
1965 (昭和40)年 11月	本店 新築落成	2007 (平成19)年 3月	営業資金融資「きたしん・アグリサポート」取扱開始	4月 北見市と地方創生に関する連携協定を締結
1967 (昭和42)年 11月	西支店 開設	5月	本店ビルが「照明普及賞」受賞	2017 (平成29)年 1月 商工組合中央金庫と「業務提携・協力に関する覚書」を締結
1968 (昭和43)年 3月	預金量100億円を達成	9月	本店ビルが「北海道ニューオフィス推進賞(北海道知事賞)」受賞	6月 理事長 金田充郎 就任
1969 (昭和44)年 11月	東支店 開設	10月	本店貸金庫の休日取扱い開始	2018 (平成30)年 2月 事業承継支援の取組みが地方創生に資する「特徴的な取組事例」と認められ、内閣府より表彰を受ける
1970 (昭和45)年 1月	北海道収納代理金融機関の業務取扱い開始	10月	本店ビルがグッドデザイン賞受賞	2019 (平成31)年 1月 電子決済等代行業者とAPI利用に関する契約を締結
1971 (昭和46)年 12月	日本銀行と当座預金取引開始	2008 (平成20)年 6月	創業資金「きたしん・チャレンジサポート」取扱開始	2019 (令和 元)年 11月 卸町支店 新築移転オープン
1972 (昭和47)年 11月	帯広支店 開設	11月	ことぶき支店、改築オープン	2020 (令和 2)年 10月 旭川支店 新築移転オープン
11月	本店営業部 日銀蔵入代理店業務取扱い開始	2009 (平成21)年 2月	本店ビルが北海道赤レンガ建築賞受賞	11月 創立90周年を迎える
1974 (昭和49)年 7月	三輪支店 開設	3月	紋別信用金庫と合併基本協定書に調印	6月 理事長 片山隆文 就任
1975 (昭和50)年 10月	釧路支店 開設	10月	第1回北見ハーフマラソン大会特別協賛	11月 北海道銀行とATM相互無料提携を開始
1978 (昭和53)年 10月	美幌支店 開設	11月	紋別信用金庫と合併、新北見信用金庫誕生	2023 (令和 5)年 7月 相内支店 北見市相内支所内へ移転オープン
1979 (昭和54)年 9月	ことぶき支店 開設	2010 (平成22)年 7月	25年にわたる献身運動推進に対し「厚生労働大臣表彰」受賞	10月 札幌支店 開設
1981 (昭和56)年 4月	理事長 青木茂 就任	3月	独立行政法人 中小企業	11月 西興部支店 西興部村役場内へ移転オープン
9月	南支店 開設	2011 (平成23)年 3月		2024 (令和 6)年 10月 滝上支店 滝上町役場内へ移転オープン
10月	卸町支店 開設			
1982 (昭和57)年 10月	しらかば支店 開設			
12月	預金量1,000億円を達成			
1983 (昭和58)年 4月	理事長 小森芳晴 就任			
6月	国債の窓口販売開始			
12月	北見市役所に初の店舗外ATM設置			
1984 (昭和59)年 9月	北光支店 開設			
1985 (昭和60)年 9月	端野支店 開設			
1990 (平成 2)年 10月	若葉支店 開設			
1991 (平成 3)年 5月	両替商業業務取扱い開始			
1992 (平成 4)年 10月	常呂支店 開設			
1996 (平成 8)年 9月	南大通支店 開設			
1998 (平成10)年 6月	理事長 高橋南 就任			
1999 (平成11)年 3月	理事長 加藤則夫 就任			

当金庫の主な事業の内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
日本銀行、株式会社日本政策金融公庫等
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の取納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。(15)において同じ。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - (15) デリバティブ取引(信用金庫法施行規則で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4)により行う業務を除く。)
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法(1995年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - (3) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(2001年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - (5) 電子記録債権法(2007年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (6) 確定拠出年金法(2001年法律第88号)により行う業務

法令等で定められた開示項目索引

単 体 (信用金庫法施行規則第132条等における規定)

開示項目	情報編	資料編
1. 金庫の概況及び組織に関する事項		
(1) 事業の組織	25	
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	25	
(3) 会計監査人の氏名又は名称	25	
(4) 事務所の名称及び所在地	26	
2. 金庫の主要な事業の内容		31
3. 金庫の主要な事業に関する事項		
(1) 直近の事業年度における事業の概況	7	
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		
① 経常収益	7	
② 経常利益又は経常損失	7	
③ 当期純利益又は当期純損失	7	
④ 出資総額及び出資総口数	7	
⑤ 純資産額	7	
⑥ 総資産額	7	
⑦ 預金積金残高	7	
⑧ 貸出金残高	7	
⑨ 有価証券残高	7	
⑩ 単体自己資本比率	7	
⑪ 出資に対する配当金	7	
⑫ 職員数	7	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		
① 主要な業務の状況を示す指標		6
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(除く投資信託解約損益)		6
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支		6
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや		6
エ. 受取利息及び支払利息の増減		6
オ. 総資産経常利益率		6
カ. 総資産当期純利益率		6
② 預金に関する指標		7
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高		7
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高		7
③ 貸出金等に関する指標		7
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高		7
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高		7
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額		7
エ. 使途別の貸出金残高		8
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		8
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値		9
④ 有価証券に関する指標		9
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高		9
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高		9
ウ. 有価証券の種類別の平均残高		9
エ. 預証率の期末値及び期中平均値		9
4. 金庫の事業の運営に関する事項		
(1) リスク管理体制	4	
(2) 法令遵守の体制	4	
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	11	
(4) 金融ADR制度への対応	5	
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況		
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書		1

(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額		
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10	
② 危険債権	10	
③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	10	
④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	10	
⑤ 正常債権	10	
(3) 自己資本の充実の状況		12
① 自己資本の構成に関する開示事項		12
② 定性的な開示事項		
ア. 自己資本調達手段の概要		12
イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要		13
ウ. 信用リスクに関する事項		14
エ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要		18
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要		17
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項		該当ありません
キ. CVAリスクに関する事項		18
ク. オペレーショナル・リスクに関する事項		18
ケ. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要		19
コ. 金利リスクに関する事項		20
③ 定量的な開示事項		
ア. 自己資本の充実度に関する事項		13
イ. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)		14
ウ. 信用リスク削減手法に関する事項		18
エ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		17
オ. 証券化エクスポージャーに関する事項		該当ありません
カ. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項		19
キ. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		19
ク. 金利リスクに関する事項		20
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
① 有価証券		10
② 金銭の信託		11
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引		11
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		8
(6) 貸出金償却の額		8
(7) 金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨		3
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		11
7. 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容		該当ありません

連 結 (信用金庫法施行規則第133条等における規定)

1. 金庫及びその子会社等の概況		21
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項		21
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項		21
4. 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		23
5. 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容		該当ありません



北見しんきん



2025年(令和7年)7月
北見信用金庫 総務企画部
〒090-0020 北見市大通東1丁目2番地1
TEL.0157-24-7531
URL:<https://www.shinkin.co.jp/kitami/>